

会津若松市議会定例会 令和7年9月定例会議一般質問 質問予定日及び質問順

○ 9月8日（月） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
1	大 島 智 子 議員 （一問一答）	1 誰もが安心して活用できる子育て支援について 2 子宮頸がん撲滅に向けた仕組みづくりについて	1
2	村 澤 智 議員 （一問一答）	1 林業の振興について 2 有害鳥獣による被害を防止するための対策について	5
3	丸山さよ子 議員 （一問一答）	1 子育て世帯の負担軽減について	8
4	原 田 俊 広 議員 （一問一答）	1 小・中学生の状況と地域・学校の役割について	12
5	平 田 久 美 議員 （一問一答）	1 誰もが安心して過ごせるまちの空間づくりについて 2 次代を創る子どもたちの育成について	14
6	内 海 基 議員 （一問一答）	1 屋外広告物について 2 暑さ対策について 3 広域観光について	17
7	奥 脇 康 夫 議員 （一問一答）	1 観光振興及び歴史的遺構について 2 漆器産業について	19

○ 9月9日（火） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
8	吉 田 恵 三 議員 （一問一答）	1 空家等対策の推進について	22
9	松 崎 新 議員 （一問一答）	1 市民福祉の充実に向けた地域包括ケアシステムについて	24
10	桎屋奈津子 議員 （一問一答）	1 ごみ減量と適切な処理について	27
11	長郷潤一郎 議員	1 地域内消費喚起事業について 2 合併 20 周年の検証と今後について 3 観光資源活用について	29
12	長谷川純一 議員 （一問一答）	1 市民の安全安心について 2 本市の目指す関係人口について	33
13	笹 内 直 幸 議員 （一問一答）	1 地域自治・コミュニティについて	34
14	小 畑 匠 議員 （一問一答）	1 市民生活の秩序と安全を守る仕組みについて	37

○ 9月10日（水） （個人質問）

No.	議 員 名	内 容	頁
15	渡 部 認 議員 （一問一答）	1 公共施設管理と施設整備について	41
16	小倉孝太郎 議員 （一問一答）	1 ごみ減量の推進について 2 教育行政について	44
17	大竹俊哉 議員 （一問一答）	1 中心市街地の活性化について 2 新庁舎について	50
18	石田典男 議員 （一問一答）	1 鶴ヶ城のお濠について 2 新庁舎の定礎について	55
19	譲 矢 隆 議員 （一問一答）	1 持続可能な農業・農村支援について 2 市立広田保育所の民営化について 3 職員の懲戒処分の在り方について	56
20	成田芳雄 議員 （一問一答）	1 市の職員数と人口減少、並びに業務を委託 している事業数及びその委託料について 2 市職員の働き方について	58

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局（３９－１３２３）へ】

令和 7 年会津若松市議会定例会
令和 7 年 9 月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後ろに「一問一答」と記載

◎ 個 人 質 問

1 議 員 大 島 智 子（一問一答）

(1) 誰もが安心して活用できる子育て支援について

① 子育て世帯に優しいまちづくり

- ・ 現在、会津若松市役所では来庁者に対するベビーカーの貸出しは行っていない。市役所は市民にとってのまちの顔ともいえる場所であり、ベビーカーの貸出しがないことにより、子育て支援が進んでいないと感じられる。市役所入口の総合案内の方に、乳児を連れた来庁者の状況を聞いたところ、1日平均で1人から2人であり、夏休みに入ってから1日平均で5人から6人とのことであった。乳児を抱えた上で、更に幼児を連れている人もおり、資料や封筒を持つのも大変そうであったとのことである。長い待ち時間や申請書類に記入する際、庁舎内の移動等、様々なシーンを想定しても、来庁者へのベビーカーの貸出しは重要であると考えが見解を示せ。
- ・ 現在、市内には授乳室やベビーベット等を設置している施設が増えているが、転入してきた子育て世帯や、観光で訪れた子育て世帯にとっては情報が分かりにくいと感じる。本市を訪れた際に、授乳やおむつ替えが安心してできる環境が整っているかどうかで、滞在時の満足度や再び訪問したいという意欲につながるとともに、子育てに優しいまちと実感できる要素となると考える。子育て環境の充実は人口減少が進む本市にとって、転入や定住促進につながると考えるが市の認識を示せ。また、市が管理する施設や公共施設において、授乳やおむつ替えのできる環境はどの程度整備されているのか事例を挙げて示せ。さらに、授乳室やおむつ交換台、ベビーベットの設置や、ベビーカーの貸出し等を行っている施設については順次市のホームページ等でも掲載し情報を発信すべきと考えが見解を示せ。

- ・ 紙おむつを持たずに手ぶらで登園できる紙おむつのサブスクリプション（以下「おむつのサブスク」という。）を保育施設に導入する自治体が増えている。これは保護者が一定の料金を支払うことで、保育施設で必要となるおむつを無制限に使えるサービスである。保護者が料金を支払うため、市の財政負担はなく、おむつも保育施設に直接配送される。朝の忙しい時間帯におむつに名前を書き、持ち込むという保護者の負担が軽減される上、保育士にとっても履かせ間違いの未然防止や在庫の管理などの業務負担の軽減につながる。また、災害時の備蓄品としての役割もあり、ストックしてあるおむつを被災者に無償提供できるような取組を進めている自治体もある。実証実験からスタートをする自治体も多い。本市の公立保育所におけるおむつのサブスクの導入状況を示せ。
- ・ 現在、シフト勤務をされている方や観光業、医療、介護など日曜日も休めない職種の方がいる。そうした家庭から日曜日に子どもを預けられる場所が欲しいという声があった。女性活躍の推進を考える上でも、子育て中の保護者が心身のリフレッシュを図る時間を持てる環境づくりは重要である。毎日仕事や家事、育児に追われる保護者が、週に一度でも安心して子どもを預け、休養や趣味の時間を持つことは、心の安定とともに、子どもへのより良い関わりにつながると考える。市として日曜日や祝日にも一時預かり事業を実施できる体制づくりを進めるべきと考えるが見解を示せ。
- ・ ファミリーサポートセンター事業は子どもの送迎や一時的な預かりを地域で支え合う、子育て支援の制度である。令和6年12月定例会議の一般質問において、同僚議員が、サポート会員の不足に対する問題を提起し、市長からもサポート会員の増加に向けた取組を進めるとの答弁があった。しかし、サポート会員は増えていない。おねがい会員数が673人に対し、サポート会員数は117名である。サポート会員が増えていない現状について市の認識を示せ。また、令和6年4月から令和7年3月までのサポート会員の活動内容を見ると、学校・保育施設までの送迎が3,068件と一番多く、次いで習い事への送迎が994件、次に多いのは、保育施設・子どもクラブの保育開始前や終了後、放課後の子どもの預かりで168件となっている。送迎の需要が多い

ことを踏まえて、サポート会員に求められることとサポート会員の増加に向けてどのような方へ周知すべきと考えているか認識を示せ。さらに、ボランティア団体への協力を呼びかけるなど横のつながりや、サポート料金の見直しの検討も必要と考えるが見解を示せ。

- ・ ファミリーサポートセンターのサービスを利用する際にはおねがい会員とサポート会員の事前打合せ、いわゆるマッチングが重要となる。そのマッチングがされていないと、利用ができない。そこで、マッチングが進んでいないおねがい会員の人数を示せ。また、様々な理由があって、おねがい会員がファミリーサポートセンター事業を利用できなかったことがあると聞き及んでおり、可能な限りの改善は必要であると考え。サポートができず断った件数とその内容等を、今後はデータとしてまとめ、検証していくことが必要と考えるが認識を示せ。

(2) 子宮頸がん撲滅に向けた仕組みづくりについて

① キャッチアップ接種の経過措置対象者への対応

- ・ 日本では、毎年1万人以上の人が子宮頸がん罹患し、3,000人近くが亡くなっている。20代から30代の女性の罹患が多いのが特徴で、進学、就職、結婚、出産といったライフイベントの時期に重なっている。子宮頸がんはHPVワクチン接種と子宮がん検診により撲滅できるがんである。オーストラリアやイギリスではHPVワクチンの接種割合が80%を超えている。子宮頸がんは予防できるにもかかわらず、日本の接種率は世界を見ても低く、死亡者数も増えている。主に15歳から30歳代のいわゆるAYA世代を含む若い世代の未来を守るためにも、ワクチン接種と検診の両輪で対策を進めることが極めて重要である。本市においては、過去の副反応により重い症状に苦しんでいる市民の方がいることは事実であり、行政として積極的な取組に対し慎重にならざるを得ない状況であることは理解する。しかし、国の方針に基づき、定期接種対象者やその保護者に正しい情報を届け、接種の意義や安心して判断できる環境を整えていくこともまた、行政の大切な役割である。国が積極的勧奨を進める中で、HPVワクチン接種の推進について、本市はどのように受け止め、今後どのように進めていくのか見解を示せ。
- ・ 令和6年度はキャッチアップ接種の最終年度であったた

め、夏の駆け込み接種により需要が急増し、HPVワクチンは一時的に出荷制限を行うこととなった。そこで国は対象者が接種を諦めることがないように、キャッチアップ期間中に一度でも接種した場合に限り、令和8年3月末までに公費で接種できる経過措置を設けた。経過措置の対象者が令和7年度内に3回接種を完了するには、2回目の接種を12月までに実施する必要がある。HPVワクチンは接種間隔が長くスケジュールも分かりにくいいため、厚生労働省は新たに経過措置対象者向けにリーフレットを作成し、接種スケジュールに関する注意喚起を行っている。本市でも2回目接種期限の前に接種が完了していない方に、スケジュールに関する注意喚起を行うべきと考える。経過措置対象者が円滑に接種を完了するためにどのような対策を考えているのか示せ。

- ・ 令和4年から始まったキャッチアップ接種に対し、本市の接種状況を示せ。また、HPVワクチンへの相談件数とその主な内容を示せ。さらに、令和4年以降に副反応により重症化した方がいるか示せ。
- ・ HPVワクチン接種と子宮がん検診の両輪が大事であることから、子宮がん検診についての啓発状況を示すとともに、令和6年から国の指針に追加になったHPV検査への認識について示せ。

② 定期接種対象者への対応

- ・ 令和6年度までのHPVワクチンの接種率は、キャッチアップ接種の影響もあり平成20年度生まれ（令和6年度の高校1年生）の方の接種率が全国で50%を超えるなど回復傾向にある。本市の平成20年度生まれの接種率を示せ。
- ・ 定期接種対象者は学年が低いほど接種率が低い現状にある。国が定める標準的な接種期間は中学1年生（13歳となる年度）となっている。また、14歳までに接種を開始すると、3回ではなく2回の接種で終了することから、中学1年生と中学2年生の接種率向上の推進が重要である。子宮頸がんの予防強化の観点と、接種回数が1回減ることによる対象者の接種の負担軽減、さらには、財政面の軽減にもつながるという利点から、定期接種最終学年の高校1年生に加え、年度内に14歳となる中学2年生に対し、14歳までに接種を開始すれば2回で終了できることをお知らせする個別通知を行ってはどうかと考えるが見解を示せ。

2 議員 村 澤 智（一問一答）

(1) 林業の振興について

① 森林環境の保全と木材の活用

- ・ 市民が個人の市県民税の一部として負担する森林環境税には、国税と県税の２種類があり、これらを原資として、国は森林環境譲与税を市に交付し、福島県は森林保全事業等への取組を展開し、市に森林環境交付金を交付している。森林環境税が導入されて以降、市では森林環境譲与税や森林環境交付金を活用して、市民が納税の意義を実感できるような事業には、どのような取組があったのかこれまでの事業内容や成果について示せ。
- ・ 平成31年４月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営及び管理に向けた法整備が進められた。これを受けて、市は森林所有者に対し、森林の経営・管理を市に委託する意向があるかどうかについて調査を進めている。意向調査の進捗状況について、現時点での認識を示せ。また、意向調査を進めて行く中で、見えてきた課題はあるのか認識を示せ。
- ・ 手入れが行き届いていない森林の経営管理を効率的に進めるための仕組みである「森林管理権集積計画」の策定に向けて、市は森林経営管理事業の推進に取り組んでいる。市内の森林のうち森林経営管理事業の対象となる面積と、そのうち境界が確定している面積を示せ。また、森林経営管理事業の取組を進める中で、所有者不明地の存在や関係者間の合意形成が困難になっているなど、どのような課題が生じているのかについても、併せて認識を示せ。
- ・ 民有林の所有者のうち、森林経営管理の委託に対する意向を示していない者が所有する森林については、適切な管理が行われているのか現状について認識を示せ。また、所有者自身による管理が十分に行われていない場合には、地域全体として森林の健全な管理が図られるよう、市が主体的に所有者との直接交渉に取り組むべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 森林資源の活用に関しては、高齢級の森林が多い場合、材木としての利用が困難になる傾向があると指摘されている。これは、高齢級の大径木が住宅用木材としては過度に太く、用途が限定されることから、価格が下落する要因となっているためである。このような状況を踏まえ、民有林

において、住宅用木材として活用可能な樹齢に達した人工林が、現時点でどの程度存在しているのか見解を示せ。

- ・ 福島県は、国の支援を受けながら無花粉杉への植替えを加速的に推進している。無花粉杉の苗は、一般的に通常苗の約2倍の価格であるとされており、民間事業者にとって植栽コストの負担が大きいのが現状である。こうした状況を踏まえ、郡山市では苗代の差額分に対する支援として、苗 1,000 本・0.4 ヘクタール分の補助を実施している。本市においても、無花粉杉への切り替えを促進することを目的に、民間の造林事業者に対する補助制度の導入を検討すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 岡山県真庭市では、10年以上前から林業分野において ICT（情報通信技術）を積極的に活用し、全国的にも先進的な取組を展開している。具体的には、①真庭市と真庭森林組合が連携し、森林資源の情報をクラウド上で一元管理している、②所有者情報、樹種、樹齢、施業履歴などを地図と連動させて可視化し、紙ベースでの管理から脱却することで業務効率を大幅に向上させていることなどが挙げられる。これらの取組により、森林林業クラウドの導入が地域経済の一翼を担っている。そこで、本市においても、ICT 関連企業と連携し、「会津版」として地域に即した森林管理の仕組みづくりに取り組むべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 岡山県真庭市では、間伐材を有効活用し大規模な木質バイオマス発電に取り組んでおり、地域資源の循環利用と脱炭素の両立を図っている。本市においても、林業や公園整備等に伴って発生する伐採木を、市内に立地する木質バイオマス発電所へ提供することで地域資源を有効活用してはどうかと考えるが認識を示せ。なお、既存の発電施設への提供が困難である場合には、脱炭素先行地域に選定された湊エリアにおいて、地域の森林資源を活用したモデル事業として小規模な木質バイオマス発電所の設置に向けた取組を検討してはどうかと考えるが認識を示せ。

(2) 有害鳥獣による被害を防止するための対策について

① 有害鳥獣の被害防止

- ・ ツキノワグマやイノシシ等の出没情報を可視化する「獣マップ」の運用が開始されたが、これまでの情報蓄積により出没が集中している地区など傾向として把握できた事項

があるのか認識を示せ。また、こうした情報を基に、被害の未然防止や住民の安全確保の観点から、重点的に対策を講じるべき地区が明らかになってきたと考えるが認識を示せ。

- ・ 福島県は、鳥獣被害対策の一環として、緩衝地帯の整備に取り組んでおり、被害の軽減と生態系の調整を図っている。その中で、会津若松市内においてもモデル地区を設定し、県と連携して具体的な対策が講じられていると承知しているが、当該モデル地区における対応状況やその効果・評価について、把握している内容があれば認識を示せ。
- ・ りんごや柿などの放任果樹が存在する農地や、まちなかの空き家に付随する放任果樹については、鳥獣被害や景観の悪化、衛生面での課題を引き起こす要因となっている。こうした状況を踏まえ、放任果樹の伐採を市の事業として位置付け、計画的に取り組むべきと考えるが認識を示せ。なお、伐採が困難な場合には、地域住民や団体による収穫・剪定などの維持管理を認める仕組みを構築し、地域ぐるみでの対応を進めるべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 鳥獣被害や衛生環境の悪化を防止するためには、誘引物の除去が重要であり、地域の環境保全と安全確保につながると考える。その観点から、農産物の残さの放置や、前日や当日早朝からのごみ出しといった行為が鳥獣を誘引する要因となっていることを踏まえ、市民に対して注意喚起を行うべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 近年、会津地方においてもニホンジカによる農作物被害が確認されており、同時にその生息域が拡大している状況にある。一方で、現時点では人的被害の報告はなく市民の関心は必ずしも高いとはいえない。しかし、夜間に車両を運転中、ニホンジカと衝突し廃車となる事故が会津地方で発生したと聞いており、交通安全上の観点からも注意喚起すべき事例であると認識している。そこで、市民に対し、夜間の車両運転時におけるニホンジカとの衝突リスクについて広く注意喚起すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 北海道においては近年、ヒグマによる人身被害が相次いで発生しており、これに伴う駆除（殺処分）に対して、全国から多数の苦情や抗議の電話・メールが寄せられている。これらの苦情の多くは感情的な内容を含み、30分以上に及ぶ電話対応や長文のメールが送られてくるケースもあり、

自治体の通常業務に支障をきたしているとの報告がある。専門家の中には、こうした抗議の一部には社会への不満をぶつける“うっぶん晴らし”的な側面もあると指摘する声もあり、単なる動物愛護の観点だけでは語れない複雑な背景があると認識している。このような状況を踏まえ、自治体としては苦情対応に備えた体制の整備が必要であると考ええる。具体的には、よくある質問や誤解に対する説明を整理した資料を作成し、職員が迅速かつ冷静に対応できる環境を整えるべきである。そこで、北海道でのヒグマ駆除に関する抗議の長時間電話等への対応を参考とした、自治体としての体制整備が必要であると考えるが認識を示せ。また、体制整備の一環として、ナビダイヤルの導入や専用窓口の設置などの手法を検討すべきと考えるが認識を示せ。

3 議 員 丸 山 さよ子（一問一答）

(1) 子育て世帯の負担軽減について

① 子育て世帯支援策と財源

- ・ 本市は、会津若松市第7次総合計画において、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえとし、令和7年度施政方針では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちの実現を目指すとしている。また、第3期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備の推進を掲げている。令和5年度に行われた、会津若松市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査では、子育てに関する不安や負担の有無について、約58%の保護者が不安や負担を感じていると回答した。さらに、不安や負担に思う内容は、「子育てで出費がかさむ」が最も高くなっている。理想的と考える人数の子どもを持たない・持たない理由でも、「養育費や教育費がかかるから」の割合が高くなっている。私は令和元年12月定例会でも子育て世帯の保護者負担の軽減について質問しているが、現在も負担軽減を求める声が寄せられており、生活の厳しさが増していると認識している。市は、この調査で明らかとなった、子育て世帯の多くが感じている経済的な負担感について、どのような認識か示せ。また、市が目指す、住みたくなるまち・住み続けたくなるまちの実現に向け、子育て世帯が求める経済的負担の軽減を更に推進していくこ

とが必要と考えるが見解を示せ。

- ・ 市の当初予算の編成では、部局ごとの総枠配分の中で予算づくりが行われているが、各部局の配分枠のほかに枠外経費も設けられている。令和6年度当初予算では、市の最重点課題である少子化・人口減少対策を推進し、将来にわたって成長力を確保していく観点から、枠外経費の総合戦略枠として1億円が計上され、令和7年度も同様に1億円が計上されている。そこで、子育て世帯への経済的負担軽減策の財源として、枠外経費の活用も有効な手段と考えるが見解を示せ。

② 義務教育における保護者負担

- ・ 文部科学省はこれまで、各教育委員会に向けて、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて」「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」等の通知を出し、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意することを求めてきた。小・中・義務教育学校における教育活動費は、施設の維持・管理や教科指導に係る経費等の公費と、受益者負担の考えに基づき保護者が負担する私費とに分かれる。私費となる学校徴収金は、学級や学年で使用する画用紙やコピー用紙、インク代等の学年費・学級費、各教科のワークテストやワークブック代、技術・家庭科や理科などの実習費、学力テスト代、卒業アルバム、修学旅行費、PTA会費、生徒会活動費や後援会費等が含まれている。本市の令和6年度小学6年生のPTA会費を除いた学校徴収金は、最も低い学校で19,701円となっており、最も高い学校で52,153円となっている。中学3年生のPTA会費を除いた学校徴収金は、最も低い学校で22,780円となっており、最も高い学校で、56,413円となっている。また、学校徴収金とは別に、保護者が直接購入する副読本、算数セットや生活バッグ、鍵盤ハーモニカ、書道セットや絵の具セット、さらに、学校指定物の制服や体操着等もあり、これらの支出が積み重なることで重い負担と感じている保護者もいる。市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査で明らかとなった、保護者が負担に感じている子育てに関する出費には、学校に子どもを通わせることに伴って発生する金額も含まれていると考えることから、学校に係る保護者負担の軽減は重

要課題と考える。そこで、本市における学校活動に関する保護者負担額の現状に対する市の認識を示せ。また、保護者の経済的負担が過重とならずに負担できる望ましい金額とその基準について考えを示せ。

- ・ 全国の複数の自治体で、保護者負担の軽減という切り口から議論が行われており、算数セットの公費化や、副教材費の無償化、公費・私費の負担区分の整理等具体的な取組が進められている。本市においても、どうすれば保護者の負担を減らすことができるのか、公費でどこまで負担ができるのか、市全体、教育委員会、各学校及び保護者等からの様々な視点から現状を把握し、検証し、具体策を示していく必要があると考えるが認識を示せ。
- ・ 児童・生徒の保護者からは、算数セット等の学校備品化を求める声がある。経済的負担の軽減になることや、小学校低学年が終われば使うことがなく廃棄することになり、もったいないと思うこと、一つ一つに名前を書く大変さ等の理由が挙げられている。他自治体でも学校備品化に取り組んでいる実績がある。例えば、本市の令和7年度小学校・義務教育学校の入学者は733人であり、ある学校の算数セットは1,300円であったことから、この金額で入学生全員分を購入した場合、総額は952,900円となる。一度備品化すれば後年度負担は欠損や破損の補充となるため、大きな金額とはならないことから、備品化が可能ではないかと考える。以上のことから、本市においても算数セットの学校備品化を実施すべきと考えるが見解を示せ。

③ こども計画に係る子どもの貧困対策

- ・ 就学援助制度は、学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定められており、実施主体は市町村である。就学援助の対象者は、生活保護を受けている要保護者と、要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村が認める準要保護者である。要保護者への支援は法律に基づき必要な支援を国が行い、補助対象項目や補助対象項目ごとの一人当たりの補助金単価が示されている。準要保護者に対する就学援助については、各市町村が単独で実施しており、就学支援制度の認定基準や給付内容は国において一律の基準は設けられていないことから、認定基準や補助対象科目、

支給金額等、自治体間で異なっている。本市の就学援助制度における支給対象項目、支給額を現在の形に定義付けた根拠と理由を示せ。また、本市では対象としていない、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費等を支給費目としていく必要があると考えるが見解を示せ。さらに、就学援助制度は貧困対策の一つであることから、健康福祉部と十分に協議し、本市の実態に即した制度内容としていくことが重要だと考えるが認識を示せ。

- ・ 要保護者・準要保護者ともに同じ支給金額となる就学援助制度の修学旅行費は、文部科学省の調査によると、自治体によって支給金額や方法が異なり、実費及び現物支給や上限額の設定、一定額の支給等がある。全国的には実費及び現物支給の方法を採っている市町村の割合が高い。本市の就学援助制度の修学旅行費は上限が定められ、小学校が上限 22,690 円、中学校が上限 60,910 円までの支援となっている。令和 6 年度に実施した、本市の修学旅行費用と比較すると、小学校の最低金額は 22,552 円、最高金額は 40,000 円であり、就学援助制度の上限を上回っている学校は 19 学校中 17 校であった。また、中学校についても、最低金額は 53,991 円、最高金額は 86,500 円であり、就学援助制度の上限を上回っている学校は 11 学校中 7 校であった。現在の本市の制度設計では、自己負担をしなければ修学旅行に参加することができない状況がある。就学援助を必要とする児童・生徒は、経済的理由により就学困難と認められるものであることから、自己負担が発生しないよう支援することが望ましいと考えるが市の認識を示せ。また、就学援助制度の修学旅行費の支給金額を実費支給に変え、どの学校に通っていても無理なく修学旅行に参加できる環境にすべきと考えるが認識を示せ。

④ こども計画に係る子育てを支える経済的支援

- ・ 昨年、市民の方から、中学生の通学費用について相談があった。会津学鳳中学校に通う生徒のバス通学費用が、同じバス停から乗る会津学鳳高校に通う生徒よりも高額となっているため、中学生の通学費用負担の軽減を望むものだった。高校生等は、交通事業者が提供する割引率が高い学期定期券や年間定期券を利用できるが、中学生は対象外となっていることが原因であった。会津学鳳中学校に限らず、

大戸中学校等にバスで通う中学生の中にも通学費用が高額となる可能性があることから、本市に住む中学生のバス通学費用の現状と課題認識を示せ。また、中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助制度の対象に中学生も含めるなど、通学費用の軽減に向けた支援が必要だと考えるが見解を示せ。

- ・ 大戸小・中学校は令和5年度に小規模特認校制度を導入し、市内全ての地域に住む子どもたちが通学できる環境となった。市議会主催の市民との意見交換会では、大戸地区外から通学する児童・生徒への通学支援を求める声が複数回出されている。令和6年12月定例会議における立憲連合の代表質問では、大戸小学校と大戸中学校に通学している児童・生徒の通学支援について、通学費用の軽減の在り方について、地域づくりの視点を含め、地域や交通事業者と協議を行っていきたいとの答弁があった。また、全国の小規模特認校では小規模特認校への転入者に対し、遠距離通学助成を行っている事例もある。そこで、小規模特認校の通学支援について、市はどう対応していくのか示せ。

4 議員 原 田 俊 広（一問一答）

(1) 小・中学生の状況と地域・学校の役割について

① 市内の小・中学生を取り巻く状況の変化

- ・ 市内小・中・義務教育学校における不登校の状況は、この10年間でどのように変化してきているのか、本市における状況と特徴、不登校の原因について示せ。
- ・ 市内小・中・義務教育学校でのいじめの状況の変化、家庭での虐待や暴力行為、育児放棄等における、この10年間の状況の変化について、市が把握している範囲で示せ。
- ・ 現在の子どもの貧困の状況と就学援助の利用状況について示せ。また、貧困状態にありながら就学援助を利用しない児童・生徒はどのくらいいると認識しているのか、その数と利用していない理由を示せ。
- ・ 児童・生徒が家族等を介護しなければならない、いわゆるヤングケアラーについて、本市の状況を示せ。また、このような児童・生徒に対して、学校ではどのような配慮や対策が行われているのか示せ。
- ・ 以上のような本市の子どもたちについて、現状を把握した上での対策が特に重要であると考えるが、市としてこの

ような独自の調査を行う考えがあるのか示せ。あわせて、福島県としても取り組む必要性があると考えるが、県に対してそのようなことを進言する考えはあるのか示せ。

- ・ 市内児童・生徒の状況を把握し、学校と地域が連携して子どもたちの育成に取り組むには、教育委員会と健康福祉部、市民部との連携が必要と考えるが、現状ではどのような形で連携が図られているのか示せ。

② 市内小・中学校の教育環境の現状

- ・ 毎年秋に出されている会津若松市教育予算確保協議会からの要望書については、人的配置、学習教材等の充実とともに、各学校施設等での施設・設備の整備についても要望が出されている。令和6年10月に出された令和7年度会津若松市教育予算編成に関するお願いでも、飲料水の確保について、第一中学校から「水質検査において、飲料水として不適との判断はなされていないものの、水道水の匂いがきついため飲むことはほとんどない。」「水道水が飲料水としての役割を果たしていない。」「水道管の交換やフィルター設置等の改善をお願いしたい。」との要望や、第六中学校から「水道水の味や匂いが心配されることから、児童・生徒・職員が飲料用として使用せず、水筒などを持参している。」「水道管が劣化し錆び付いたり、汚水槽の近くに水道管が通っていることで匂いが運ばれたりするなど様々な原因が考えられます。」「改善には莫大な費用がかかることは承知しておりますが、児童・生徒・職員の健康を守ることは最優先されるべき。」「水質検査が適切に行われていることとは思いますが、「学校の水道水を飲めない」という生徒・職員・保護者がいることも事実です。老朽化した水道管の交換以外に、新たな水道管を設置するなど検討いただき、速やかに改善していただきたい。」との要望があるが、これらの対応状況と現状を示せ。
- ・ 他にもこの要望書には、東山小学校の遊具の撤去など安全上放置できないものもあるが、それらへの対応状況を示せ。
- ・ この要望書にはなくとも、各学校には学校施設の老朽化や猛暑に伴う切実な課題、児童・生徒の安全安心に関わる問題や要望も多くあると考えるが、これらの解決については各学校の運営に任せている状態なのか、市としての役割を示せ。

- ③ 地域と学校で始まっている様々な取組
- ・ 市内の子ども食堂と子どもの学習支援の取組について、その運営主体と開催状況、利用状況等を把握している範囲で示せ。
 - ・ 地域学校協働本部事業における令和7年度の取組の現状と今後の活動方針について示せ。
 - ・ これらの地域での重要な取組について、それを必要とする子どもたちが利用できているかどうかが重要と考えるが、市の課題認識と解決の方向性を示せ。
- ④ 家庭と地域を結ぶ地域子育て拠点としての学校の役割
- ・ 「地域による子ども育成」は市教育行政推進プランの主要事業の一つとなっているが、その中で果たすべき学校と学校運営協議会の役割について示せ。また、これまでの成果と明らかになった課題について示せ。
 - ・ 学校運営協議会の取組として、地域の福祉との連携がどれほど図られているのかが重要な観点であると考えているが、このことについての対応と今後の対策について示せ。
- ⑤ 学校と地域の教育環境、子育て環境の充実
- ・ 一人の子どもも取りこぼさないための学校スクリーニングの重要性・必要性についての認識を示せ。
 - ・ 本市の教育・福祉行政の中で、誰一人取り残さないための学校スクリーニングを導入するとすればどのような課題があるのか示せ。
 - ・ 人材育成と人的配置では、特別支援学級も含めた教職員の十分な配置と適切な労働環境が基本となるが、それらについての現状を示せ。
 - ・ 学校教育環境の整備と地域での子育て支援、子どもたちの居場所づくり等に対する人材と予算の確保は、地域の未来への投資であり、一般的な予算の枠配分とは別に投資的な考えで進めるべきと考えるが認識を示せ。

5 議員 平 田 久 美（一問一答）

(1) 誰もが安心して過ごせるまちの空間づくりについて

- ① 県立病院跡地の利活用方針
- ・ 令和5年6月に県立病院跡地利活用基本計画が公表された。基本計画の現状と課題では、「市内においては屋内遊び場や子どもの居場所などは、充足している状況にはないと考えており、鶴ヶ城に隣接し、周辺に多くの公共施設が

集積しており、公共性や有用性が高い県立病院跡地の利活用を通して、子どもの遊び場や子育て支援機能を核としながら、多世代が交流できる場などを提供し、本市における子育て環境の充実、さらにはにぎわい・活気の創出を図り、地域経済の活性化やまちづくりにつなげていく必要があります。」としている。同計画の目的には、「これまでの調査等における市民ニーズや基本構想を踏まえるとともに、令和４年度に実施した民間活力導入可能性調査などを通して、県立病院跡地の利活用に向けた、導入機能、事業手法、スケジュールなどについて検討や協議を行ってまいりました。その結果をとりまとめ、今後の設計や整備に向けた基本的な考え方を示す「県立病院跡地利活用基本計画」を策定します。」としている。そこで、これまでにどのような調査・研究をし、市民要望に沿った計画を検討してきたのか示せ。

- ・ また、これまでの調査等における市民ニーズや基本構想を踏まえるとしているが、令和５年度会津若松市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の報告でも、「子どもが楽しく安全に遊べる施設が欲しい。雪や雨の日でも子どもが体を動かせる環境を整えてほしい。」といった要望が多く寄せられている。また、市内には子どもが遊べる施設が少ないため、市外まで出かけざるを得ないとの声もあり、子育て世帯からは遊び場の不足に関する切実な意見が多数上がっている。そこで、こうした意見要望をどのように具体化するのか現時点における方向性を示せ。
- ・ 県立病院跡地利活用に向けた具体的な施設建設に向けて、子どもの屋内遊び場が欲しい、映画館が欲しい、移動手段は公共交通を利用するので便利にしてほしいとの声を聞いている。事業者との関係で市民の声をどのように具体化するのか考え方を示せ。

② 中高生の居場所づくり

- ・ 令和７年３月に策定された会津若松市こども計画におけるこどもの居場所づくりの推進の方針では、「ニーズ調査の中高生からの意見では、居場所への満足度について約７割から満足している、やや満足と回答がありましたが、居場所にあるとよい機能・サービスとして挙げられた利用したいときに気軽に利用することができる、お金をかけずに過ごす事ができる、飲食ができる等の意見を踏まえ、栄町

第二庁舎などの既存施設の活用促進を図りながら、こどもの居場所づくりを推進していきます。」とあるが、これまでどのような取組をしてきたのか示せ。

- ・ 現在、中高生が安心して勉強や交流ができる居場所が十分に整っていない状況にある。学校以外で学習できる場所が限られており、自宅以外で勉強しようとする、図書館や書店、さらにはコンビニエンスストアの交流スペースやファミリーレストラン、喫茶店などを利用しているのが現状である。こうした場所は必ずしも学習に適した環境ではなく、また、経済的な負担や長時間利用の難しさといった課題もある。そのため、中高生が安心して過ごし、集中して学べる居場所を確保することが求められている。こうした子どもたちの声を、今後の居場所づくりにどう反映していく考えなのか示せ。

(2) 次代を創る子どもたちの育成について

① 教職員の負担軽減に向けた取組

- ・ 令和6年度会津若松市教育行政推進プランの政策分野1、学校教育の主な取組では、「複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備」において、「いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題の複雑化・多様化に伴い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に加え、法的課題に対応するためのサポート体制として整備したスクールロイヤーと連携して取り組みます。」としている。そこで、これまでにどのような取組を進めてきたのか示せ。
- ・ 本市においても、学校現場では教職員の長時間勤務が常態化しており、大きな課題となっている。背景には、授業や学習指導に加え、保護者対応、さらには各種調査や事務作業など多岐にわたる業務が積み重なっていることが原因と考えられる。特に近年は、不登校児童・生徒への支援や特別な配慮を必要とする子どもたちへの対応、新たなICT機器導入における準備等、教育現場に求められる役割が一層複雑化しており、教職員一人一人の負担は増加の一途をたどっている。このような過重な業務負担は、教職員の心身の健康を損なう要因となるだけでなく、子どもたちに向き合う時間を十分に確保できないという悪循環を生み出しかねない。教育の質を維持・向上させるためには、教職員が本来の専門性を発揮できる環境を整えることが不可欠

であり、業務分担の在り方や複数教員での対応策、地域や外部人材との連携による負担軽減が急務となっている。そこで、本市においての、教職員の負担軽減策の取組状況と成果を示し、併せて今後の取り組む課題を示せ。

- ・ 教職員には保護者からはどのような相談があり、どのような対応をしているのか示せ。
- ・ 本市の教育現場においては、児童・生徒や保護者、教職員の悩みや不安を受け止める体制が整えられてきた。令和6年9月に提出された決算審査における教育委員会提出資料によると、令和5年県・市スクールカウンセラー相談状況は、小・中学校合計で4,854件にのぼり多くの子どもたちの心のケアや問題解決に重要な役割を果たしてきている。スクールカウンセラーによる相談対応から見えてくる傾向と特徴を示せ。
- ・ 一方で、いじめや不登校、SNSを通じたトラブル、保護者間や教職員との対応など、学校現場における課題は複雑化・多様化している。これまでスクールカウンセラーの配置により、児童・生徒や保護者の心理的な相談には対応してきているが、学校現場では心理面だけでなく、法的な判断や助言を必要とする事案も増えており、教職員だけでは対応が難しいケースも少なくない。このような背景から、教育現場において専門的な法的知見を持つスクールロイヤーを設置したものとする。スクールロイヤーが関与することで、学校・家庭・地域が連携して問題解決にあたる体制が強化され、教職員の精神的負担の軽減や、子どもたちが安心して学べる環境づくりにもつながるものと期待できる。本市においての、これまでのスクールロイヤー制度の利用実績を示せ。
- ・ スクールロイヤーに対して現場の教職員から寄せられる意見を示した上で、どう評価しているのか認識を示せ。

6 議員 内海 基（一問一答）

(1) 屋外広告物について

① 会津若松市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）

- ・ 平成29年に条例が制定され、令和3年6月に一部改正が行われたが、条例の制定や改正に至った経緯を示し、改めて条例の目的について示せ。

- ・ この条例が制定されたことにより、こういった点が改善されてきたのか事例とともに示せ。
- ② 屋外広告物の現状
 - ・ 現在把握している違反広告物の件数と、それらの広告物への対応について示せ。
 - ・ 違反広告物の撤去や改修に対する市の支援の必要性について認識を示せ。
 - ・ 千石通りや国道49号、会津アピオ周辺などで、上部が白く塗られている看板を見かけるが、条例上こういった取扱いとなっているのか見解を示せ。
- (2) 暑さ対策について
 - ① 令和7年の実態
 - ・ 令和7年における熱中症による緊急搬送者数を示せ。また、これまで行ってきた熱中症対策の取組を示せ。
 - ・ 暑熱環境及び緊急搬送者数を基にリスクを評価している自治体もある。本市においても、実態の調査分析を行い、熱中症対策を進めるべきと考えるが見解を示せ。
 - ② 各施設のエアコン整備
 - ・ 市立学校におけるエアコンの整備率と、今後の整備方針を示せ。
 - ・ 各地区の集会所へのエアコン整備を進める必要があると考えるが認識を示せ。
 - ・ 避難所となる施設におけるエアコンの整備率を示せ。また、エアコンが整備されていない避難所における暑さ対策を示せ。
 - ③ 暑さ対策の強化
 - ・ クーリングシェルターとして利用可能な民間施設を増やすための取組を示せ。また、県が実施している「ふくしま涼み処」の取組との連携状況について示せ。
 - ・ 会津総合運動公園ふんすい広場は多くの方に利用されている。規模拡大や運転期間の延長を望む声もあるが、市の認識を示せ。
 - ・ また、子どもから大人までが水遊びできる同様の施設を他の公園にも整備していくべきと考えるが認識を示せ。
 - ・ 市内にある消融雪設備の利活用を図り、夏期間は打ち水として散水すべきと考えるが、見解を示せ。
- (3) 広域観光について
 - ① 観光入込数の認識

- ・ 会津地域への観光入込数の推移を示し、認識を示せ。
 - ・ 観光入込数について、詳細な動態まで把握できる調査を実施すべきと考えるが見解を示せ。
- ② 極上の会津プロジェクト協議会の連携強化
- ・ ふくしまデスティネーションキャンペーンに向けた、極上の会津プロジェクト協議会における市の取組状況を示せ。
 - ・ 本市以外への観光客を本市へ呼び込むための取組を示せ。
- ③ 近隣市町村との連携
- ・ 令和6年11月28日に本市と下郷町、南会津町及び東武鉄道株式会社により、S L 大樹等観光列車運行推進協議会が設立されたが、これまでの取組と今後の方向性を示せ。
 - ・ 二市一ヶ村日橋川「川の祭典」は実行委員会を中心に毎年実施されており、本市などでも支援を行っている。祭を盛り上げるために、イカダ下り大会に市長も参加すべきと考えるが認識を示せ。

7 議員 奥 脇 康 夫（一問一答）

(1) 観光振興及び歴史的遺構について

- ① 本市における外国人観光客の位置付け及び更なる観光客誘客への取組
- ・ 令和5年及び令和6年における本市への観光客の推移を示せ。また、そのうち外国人観光客が占める人数及び割合を示せ。
 - ・ 本市の観光誘客において、外国人観光客をどのように位置付けしているのか認識を示せ。
 - ・ 本市においてオーバーツーリズムは発生しているのか認識を示せ。また、本市においてはどのような状況になった場合、オーバーツーリズムと認識するのか示せ。
 - ・ 春から秋にかけての行楽シーズン及び鶴ヶ城周辺でのイベント開催時においては、周辺道路の交通渋滞等が発生し市民生活に多少なりとも影響が出ていると考える。交通渋滞等の解消についての協議や具体的な取組があれば示せ。
 - ・ 福島県立博物館（以下「博物館」という。）では、令和6年4月より「あいづスタジアム」が新設展示されている。これは、会津若松の城下町を再現したジオラマで、「若松城下の成り立ち」と戊辰戦争の「若松籠城戦」をプロジェクトマップとナレーションで分かりやすく紹介している展示である。博物館は令和7年4月より全館再開さ

れていることもあり、鶴ヶ城三の丸跡にある博物館と鶴ヶ城本丸等との双方向への往来を意図した、相乗効果が期待できるような企画を催すことができると考えるが認識を示せ。

② 若松城跡における更なる観光資源の拡充

- ・ 史跡若松城跡の城郭は、梯郭式平山城と分類される。梯郭式とは、本丸を城郭の片隅に造り、その2から3方向を二の丸が取り囲み、さらにその外側の2から3方向を三の丸が取り囲む構造の城のことを言い、平山城とは、低い丘や高さ約100メートル以下の山と周辺の平地を利用した城を指すが、防御力を確保するため、石垣を大規模に使い、その上に櫓や天守を建て、幅の広い水堀を用いているのが特徴とされる。梯郭式における同様の城郭は、高遠城（長野県伊那市）等が挙げられるが、本市においては梯郭式平山城としての史跡若松城跡の価値及び魅力をどのように認識し発信しているのか示せ。
- ・ 若松城跡は土塁と水堀で囲った総構えであった。また、甲賀町口郭門の石垣及び天寧寺町郭門外堀土塁は現存するが、当時は16の郭門が置かれていた。総構えと現在の市街との位置関係については、市歴史資料センターまなべこに資料展示されていたこともあり、現在と当時の城下を重ね合わせたマップも販売されている。若松城跡の総構えは歴史的及び文化的にどのような価値があるのか示せ。
- ・ 若松城跡については前述した2か所の郭門以外は現在のところ案内等の標識もないようであり、認知度も高くないと考える。現在の市街地において、当時郭門があった箇所への看板等の設置や周遊コースの確立など、新たなコンテンツの開発が期待できると考えるが認識を示せ。

③ 天守閣登閣の拡充

- ・ 令和6年2月定例会議における一般質問において、若松城天守閣への登閣が困難な方への配慮については、「これまでも係員が補助しながら館内を御覧いただくなどの対応を行っていることから、今後もこうした人を介した取組によって天守閣をお楽しみいただきたいと考えている。」との答弁があり、加えて、「バーチャルリアリティー等の活用につきましては、既にドローンで撮影した4K動画をホームページ上に掲載しており、また、今般の天守閣展示リニューアルに合わせて、天守閣からの眺望に本丸御殿の絵

図等を重ねて見ることができるアプリも導入していることから、登閣が困難な方への提供についてさらに検討してまいります。」とのことであつたが、その後はどのような検討がなされたのか示せ。

- ・ 一般質問の答弁にもあつたバーチャルリアリティー等の活用については、拡張現実（ＡＲ）や仮想現実（ＶＲ）等を用いて天守閣内の忠実な映像等を自由に行動できるようなコンテンツ等を開発できれば、天守閣登閣が難しい方等への配慮となるのではないかと考える。また、内容によっては現在の無償提供ではなく、課金コンテンツとすることも可能となるのではないかと考えるが認識を示せ。

(2) 漆器産業について

① サプライチェーンとしての産業振興

- ・ 会津塗は、木地師、塗師及び蒔絵師など工程ごとの分業制が大きな特徴と聞き及ぶ。そのため、どこかの工程に支障が生ずるとそこがボトルネックとなり供給体制のバランスが崩れてしまうと考える。令和６年６月定例会議での一般質問においては、「木地師及び惣輪師は会津塗の大きな特徴である完全分業制における工程の重要な役割を担っておりますが、塗師や蒔絵師に比べ、従業者数が少ないことに加え、高齢化かつ後継者が不足している状況にあり、本市漆器産業の維持及び振興を図る上で、その養成が必要であると認識しております。」との答弁があり、木地師等の養成に係る課題の解決や養成方法についての再質問では、具体策を検討するが、現場でのヒアリングにおいて木地師の高齢化や仕事が県外からも入っていて余裕がないため、講師をお願いしても空き時間がなく、加えて、機材や教える場所もない状況であるとの答弁であつた。木地師及び惣輪師の後継者等の育成ができなければ、他の工程においても大きな影響を及ぼし、結果として産業全体に影響が及ぶと危惧する。このことに対し、その後どのような具体策を検討したのか示せ。

② 海外も含めた販路拡大

- ・ 令和５年３月２０日から２２日までの３日間、福島県内の事業者で構成される団体が、シンガポールにおいて県産品の販路開拓に向けた商談会を開催し、日本酒や料理を会津漆器の器やおちょこで提供したところ、バイヤーや現地和食料理店の経営者から会津漆器を注文したいとの声があつた。

との新聞報道があった。特に黒色の漆器が好評であったり、器にとんがりを付けたり、左右非対称な器など特異な形を好むとも聞き及ぶ。国内需要も当然であるが、海外市場も視野に入れ販路拡大をしてみてもどうかと考えるが認識を示せ。

③ 会津漆器技術後継者訓練校

- ・ 会津漆器技術後継者訓練校（以下「訓練校」という。）の修了生には、本市及び会津地域以外で活動をしている方もいると聞き及ぶ。訓練校の応募資格には、伝統工芸品の会津漆器製造技術者として従事することを希望する者であるが、訓練校を修了し会津地域外で従事することは技術後継者として可能なのか示せ。また、これらの方々についても技術後継者と言えるのか市の認識を示せ。
- ・ 訓練校は各工程における技術者を養成する場所とすべきと考える。木地師及び惣輪師を養成する訓練校のような機関も必要と考えるが認識を示せ。

8 議員 吉田 恵三（一問一答）

(1) 空家等対策の推進について

① 空家等対策の現状と課題

- ・ 国は、日本において使用目的のない空家等が年々増加し、令和7年には420万戸、令和12年には470万戸に推移するとしている。日本の人口は平成20年をピークに減少しているものの、世帯数は増加しており、世帯数の増加から住宅数も増加し、空家等も増加している。これまで国は、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家措置法」という。）を制定し、地域住民の生命・財産に危険を及ぼしかねない空き家、いわゆる特定空家への対応を中心として制度的措置を定めたが、その後、特定空家になってからの対応を図ることが困難である等を理由として、令和5年に空家措置法を改正し、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除去等、所有者責務の強化と国や自治体の施策に協力をする努力義務を追加したところである。市はこれまで、令和3年に第2期会津若松市空家等対策計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、空家等対策として担当職員や空家等調査員を配置し、関係機関との連携を図りながら、市政だよりや市ホームページ、固定資産税納付通知書の発送時など様々な機会を捉えて周知啓発を

行うとともに、空家等改修支援事業補助金や空家等解体撤去支援事業補助金制度等の活用を促しながら対応している。空き家は個人の資産であり、適正な管理や空き家に至った後の活用等は所有者が行うべきものであるが、様々な理由から適正に管理されない空家等が増大し、年々深刻化している大きな社会課題である。市は第２期計画において適正に管理されていない空き家に対して成果指標を設定しているが、これらの達成状況等や会津若松市空家等対策協議会での取組等を踏まえながら、本市の空家等の現状と今後の推移見通し、対策に当たっての課題や空家等の活用状況など、現状と課題に対する認識を示せ。

- ・ 第２期計画では、空家等対策にかかる施策を推進する上で施策ごとの実施主体と実施時期が示されているが、計画期間に着手した施策や計画期間に検討するとした施策の主な取組状況を示せ。

② 空家等対策の推進体制

- ・ 空家等の所有者が不明、あるいは遠く離れた市外に在住しているなどの場合、空家等の発生予防や適正管理を図るためには、所有者が地元町内会等へ連絡先を伝えるといった行為や、こうした情報をもとに町内会等が空家等を把握し、地域住民の生命、財産等に危険を及ぼしかねない等、必要に応じて市へ情報提供を行うとともに、所有者に速やかに連絡をし、所有者が適正に対応する仕組みや体制構築が重要であると考えるが、こうした所有者や町内会等の取組状況への認識を示せ。
- ・ 改正された空家措置法において空き家活用の重点的施策とされた「空家等活用促進区域」制度や、自治体や所有者等へのサポート体制として「空家等管理活用支援法人」制度の導入が図られた。現在、空家等の所有者からの相談は、市を窓口とし、ワンストップで速やかに対応し、相談内容に応じて関係部局や関係団体等との連携により空家等対策を推進している。栃木市では、空家等管理活用支援法人を指定し、相談窓口の一本化を図っている。市では令和７年４月より担当部署を移管し対応しているが、新たな担当部署の人員体制や業務状況を踏まえ、こうした支援法人の必要性に対する認識を示せ。

③ 次期計画策定の考え方

- ・ 兵庫県では空家活用特区条例の制定が図られ、他自治体

では、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用した空家等の対策が進められるなど、まちづくりにつなげる取組も進められている。市では、次期空家等対策計画の策定に当たり、これら新たな制度導入の検討を含め主な策定方針や考え方を示せ。

④ 今後の空家等対策への認識

- ・ 将来に向け、空家等の所有者による適正管理が困難な事例が増加することとも想定される。空家等の社会課題解決に向けては、地域住民の生命財産に危険を及ぼす空家等の対策として、住宅や集合住宅等を新築する際に、将来の解体、撤去等費用を想定し拋出する保険制度的な仕組みを創設することや、空家等の解体、撤去等から生じる廃棄物等の再利用等を図る静脈産業の育成が不可欠であるという指摘もされている。こうした取組は市単独では困難であり、国・県の主導により推し進められるべきであると考えているが、将来に向けた空家等対策についての認識を示せ。

9 議 員 松 崎 新（一問一答）

(1) 市民福祉の充実に向けた地域包括ケアシステムについて

① 地域包括ケアシステムの構築

- ・ 会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「高齢者福祉計画」という。）では、計画策定の趣旨の中で「地域包括ケアシステム構築を柱とし、高齢者福祉施策に係る取組を総合的かつ体系的に整理し、合わせて介護保険事業の円滑で安定的な運営を図ることを目的に策定するものです。」としている。この計画策定の主体は本市であると認識するが、基本目標として「地域包括ケアシステムの推進・深化により、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指す」と掲げている。地域包括ケアシステム推進の道のりでは、2015年からはスタート期、2018年からは構築期、2021年から2026年までは拡充期と位置づけている。地域における支援ネットワークを強固かつ有機的なものにしていく方針は理解するものの、現時点では、地域包括ケアシステムの制度や運営・組織体制に不備があり、具体的、計画的に推進することは困難だと考える。市の認識を示せ。
- ・ 高齢者福祉計画の第5章 地域包括ケアシステムの推進・深化の中の1の基本的な考え方では、「地域包括支援セ

ンターは、高齢者の総合的な相談窓口として定着しており、また、地域ケア会議等の開催を通して、医療や介護の専門機関や地域関係者との良好なネットワークを構築してきたことから、今後も地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たしていくため、事業や体制の充実・強化を図っていきます。」としている。また、地域包括ケアシステムの構築に向けての令和6年2月定例会議での私の一般質問に対する答弁では、「今後の推進体制につきましては、福祉分野における相談・支援体制に加え、複雑化・複合化した地域生活課題の支援に向けた専門的な支援体制の構築に努めてまいります。さらには、国の重層的支援体制整備事業を活用し、制度のはざまの課題を持つ方への支援の充実に取り組んでまいります。」と述べており、さらに、「まちづくり組織との連携についてであります。第2期社会福祉協議会地域福祉活動計画におきましては、社会福祉協議会が地域の方々や関係機関、行政と協力して取り組む活動を地域における重点的な取組として位置づけ、地区社会福祉協議会の設立に向けた支援をはじめ、地域包括支援センターなど関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいるところであります。本市といたしましては、支え合いの活動や様々な社会参加の場など、地域資源の活用が重要と考えているところであり、地域と課題の共有化を進めていく中で、多様な視点からの活動に取り組むまちづくり組織との連携が必要であると認識しております。」と答弁している。地域包括ケアシステムの中核機関としての役割とまちづくり組織との連携を本市がどのように構築していくのかについて具体化すべきであると考え、市の認識を示せ。

- ・ 地域包括ケアシステムの概念図では、住まいを中心に、いつまでも元気に暮らすための生活支援・介護予防、介護が必要になったら介護のサービス、病気になったら医療機関、そして相談支援やサービスのコーディネートが利用でき、元気で暮らすために地域福祉計画が相互に関係している。これらの事業やサービスを多くの事業者や医療機関などが支えている。さらに、いつまでも元気に暮らすためには地域が支えることになり、その基本となる計画として地域福祉計画がある。地域包括ケアシステムは、事業者や医療機関と地域の様々な組織やボランティアをどのような制

度によりつくり支えるか、また、計画をつくるのは本市や社会福祉協議会であり、具体的なサービスや支援を誰が担うのかを明確にすべきと考えるが、市の認識を示せ。

② 地域包括ケアシステムの推進と深化

- ・ 高齢者福祉計画の第5章において、地域包括ケアシステムの推進・深化を進めるための課題と問題は、高齢者福祉計画と介護保険事業との連携であり、地域包括ケアシステムの事業を進めるためには、住まいを中心に、いつまでも元気に暮らすための生活支援・介護予防として、介護が必要になったら介護のサービス、病気になったら医療機関、そして相談支援やサービスのコーディネートが利用でき、元気で暮らすために地域福祉計画に基づく事業の充実が必要だと考える。そのための、組織と運営の一体化と財政支援には整理が必要であり、一部一般財源からの支出も考えられる。しかし、地域包括ケアシステムの推進・深化のためには、市民、利用者、そして事業者に対し具体的な計画、組織運営、財源を公表し進めることが求められるが、私は、計画の整理と制度設計が不十分であると認識している。市の認識を示せ。また、地域包括ケアシステムの推進・深化のための組織運営、財源は、いつまでに整えるのか示せ。
- ・ 高齢者福祉計画では、計画策定の趣旨で「地域包括ケアシステム構築を柱とし、高齢者福祉施策に係る取組を総合的かつ体系的に整理し、合わせて介護保険事業の円滑で安定的な運営を図ることを目的に策定するものです。」としている。基本目標を「地域包括ケアシステムの推進・深化により、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指す」とし、地域包括ケアシステムの「拡充期」と位置づけている。しかしながら、第5章 地域包括ケアシステムの推進・深化では、地域包括ケアシステムの事業内容や地域で住む方が具体的にどのようなサービスが受けられ、そのためには、どこの誰に申し込むのか、また、利用料金等の記載がなく何が拡充期なのか理解が深まるような記載になっていない。地域包括ケアシステムの推進・深化の具体的事例について示せ。

③ 組織と運営の具体化

- ・ 地域包括ケアシステムの概念図に基づき、住まいを中心に、いつまでも元気に暮らすための生活支援・介護予防として、介護が必要になったら介護のサービス、病気になっ

たら医療機関、そして相談支援やサービスのコーディネーターが利用でき、元気で暮らすために地域福祉計画が策定されている。これらの事業やサービスの多くを事業者や医療機関などが支え、いつまでも元気に暮らすためには地域が支えることになり、その計画として地域福祉計画がある。具体的事業やサービス内容を見える化して市民、事業者、そして地域の各種団体との説明会や意見交換会などを開催し、理解を深めること等を通し、地域包括ケアシステムの理解、醸成を具体化すべきと考えるが市の認識を示せ。

- ・ 同じく令和6年2月定例会議の一般質問では、市の地域包括ケアシステムの構築とまちづくり組織との連携に至る背景について質問し、「これまでも会津若松市版地域包括ケアシステム、この取組を進めていく中で、地域の方々と地域生活課題というところを把握に努めてきたというところでございます。基本的には、福祉的な課題が各地区それぞれあるということでございますが、その中でも地域防災、あるいは空き家対策、買物のための交通手段の確保など、いろいろな福祉分野以外の課題の把握ができてきたというところでございます。こういったところにつきましては、これまで福祉の視点で取り組んできた地域包括ケアシステム、ここについてはまちづくり組織等との連携も必要というところの位置づけから、そのような考えに至っている」と答弁している。これまでどのように調査、研究、検討し、事業化してきたのか示せ。

10 議員 柎 屋 奈津子（一問一答）

(1) ごみ減量と適切な処理について

① ごみの分別

- ・ 本市では、持続可能なごみ処理体制の構築やゼロカーボンシティの実現を目指し、令和8年4月から家庭ごみ処理有料化制度を導入することとなっている。この制度の導入により、ごみ袋の指定やごみ袋への記名協力など、排出に関するルールがより厳しくなる。しかし、市民の中には高齢や障がいによりこれらのルールを守ることが難しい方もおり、町内会やご近所同士で協力していただける場合もあるが、全ての方がルールを守ることが難しいのではないかと考える。令和8年4月の制度導入以降、高齢者や障がいのある方などの分別が困難な市民に対して、市として対応

や支援を行うべきと考えるが見解を示せ。

- ・ ごみの減量化には、市民一人一人の分別意識と実践が欠かせない。しかし、ごみステーションでは依然として分別が不十分な事例が見られ、ごみ減量化の妨げとなっている。その理由として、「分別方法が分からない」「面倒で一緒にしてしまう」「少量だから大丈夫」という感覚が影響していると考えられる。分別は「大変だ、面倒だ」という段階から、「分別するのが当たり前」という意識を定着するまでに時間を要すると考える。本市では、平成9年に「ペットボトル・かん・びん」の分別収集を開始し、平成18年には「プラスチック製容器包装」を追加した経過にあり、令和7年9月時点では8種類16分別を行っている。段階的に収集品目を拡大してきたが、市民の意識改革が十分に進んでいるとは言い切れない。これまでも市政だよりやへらすべえ、パンフレット配布や説明会などの周知を行ってきたが、若い世代や単身世帯、地域行事への参加の機会が少ない市民への情報伝達には更なる工夫が必要と考える。令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化を見据え、市民の分別意識をどのように高め、分かりやすく周知していくのか示せ。また、効果的な啓発手法や新しい広報の取組についての見解を示せ。
- ・ ごみの更なる減量化には、資源として再利用できるものを可能な限り回収し循環させることが重要である。市民の協力により資源ごみの分別が行われているが、分別対象外のために「燃やせるごみ」として処理されているものの中にも資源化できるものがあると考え。ペットボトルの蓋、廃食用油、小型家電など、他自治体で既に回収を始めている例もあり、本市においてもこうした品目を対象とすれば、更なるごみ減量と資源の有効利用につながると考える。今後、本市で分別品目を増やすことについて見解を示せ。

② ごみステーション

- ・ 本市では、ごみ収集をステーション方式で行い、その管理運営は地域の町内会の協力に支えられている。市民が安心して利用できるよう尽力いただいていることに、まず感謝を申し上げたい。しかし、令和8年4月以降は指定袋以外で出されたごみが収集されず残ることとなり、最終的に町内の担当者が対応せざるを得なくなることから、地域の大きな負担となることが懸念される。高齢化や担い手不足

が進む中で、この負担は町内会離れにもつながりかねない。不適切なごみの処理はある程度は町内会が担わざるを得ない面もあるが、市として町内会任せにせず、責任を持って対応・支援していく必要があると考えるが見解を示せ。

- ・ ごみステーションは市民生活に不可欠であり、その維持管理は町内会など地域の自主的活動に大きく依存している。設置場所の確保や清掃、鍵の管理、除雪など日常の管理は労力を要し、地域の協力なくして成り立たない。しかし、近年は、町内会の解散や担い手不足、高齢化により、維持管理が困難な地域も増えており、本市として、こうした地域でのごみステーションへの負担をどのように軽減し、持続可能な運営を確保していくのか示せ。

11 議 員 長 郷 潤一郎

(1) 地域内消費喚起事業について

① 地域内消費喚起事業の必要性和効果

- ・ 急激な物価高騰により、住民の生活は苦しく、給付や減税を望む声が多くある。プレミアム商品券や会津コインで還元されることは市民生活の助けとなり、多くの住民が期待している。しかし、現況において、多額の税金を投入して還元事業を行い地域内の消費喚起をする状況にあるのだろうか。急激な物価高で収入が支出に追いつかない状況にあることが低所得者などの生活を苦しめているが、社会全体の消費意欲はあり、デフレ状況にもない。景気浮揚のために税の還元を必要とする状況にはなく、ましてや不特定の人への還元や一部の商店の浮揚をすることは税金の無駄遣いであり、大切な税金の活用については社会状況や財政状況を考えた慎重な施策とすべきと考える。市財政は市債残高も多く、今後社会福祉や社会インフラ整備等の財源も確保しなければならない。現時点においては還元事業的なバラマキ施策はすべきでないと考えるが、地域内消費喚起事業の必要性について認識を示せ。
- ・ 物価高騰で生活費支出が多額となる状況下において、プレミアム商品券や還元された会津コインは生活費の一部として、日常の経費の範囲内で使用され、今以上の消費にはつながらない。また、還元金が本当に必要とする人たちにも届かないこともあり、地域内消費喚起の効果はあまりないものとするが認識を示せ。

② デジタルでの還元業務の普及と在り方

- ・ 電子決済は現金を使用しない取引として、また、事業者の決済業務量の軽減などの理由から普及し、会津コインも国のデジタル化施策の支援などを得て地域電子決済として立ち上げられた。今回、地域内消費喚起事業としてプレミアム商品券と会津コインでの事業を、どちらも1億円分の税金を住民に還元し、地域経済を浮揚する取組が実施されている。事業の委託費用等は共に1,600万円以上であり、還元額も委託費用額も税金での費用であり適正性が問題視される。特に、会津コインは前回も同じ事業によりデジタル化によるシステムが構築されており、安価に活用できるものとするが、なぜ委託費用が高額になるのか認識を示せ。また、デジタル事業の委託費の積算額を算定する場合はどのようなになっているのか示せ。
- ・ プレミアム商品券と電子決済での事業で2億円分の税金が還元され、3,000万円以上の経費費用等が支出される。前回も今回も事業者は各一事業者であり、適正性と競争性は担保されるのか疑問である。特に、デジタルでの決済運用については、使用者負担がなく事業者の決算業務の軽減費用で運用している他の電子決済方法を運営している事業者と競争することで税の適正使用や利用者の利便性も増し、電子決済の普及にも寄与すると考えるが認識を示せ。

(2) 合併20周年の検証と今後について

① 合併に対する評価及び総括

- ・ 旧北会津村と旧会津若松市の合併から21年目、旧河東町と旧会津若松市の合併から20年目に入った。国の施策や3市町村の財政やまちづくりの考えがまとめられ、合併が成立したものと思う。平成16年度の本市の財政調整基金残高は9万6,000円で財政の危機にあり、合併することで国の支援を得て、旧河東町と旧北会津村とで共に市政を再建してきた経過にある。また、新市建設計画の計画実施期間が延長され、それに伴い合併特例債の使用可能期間も延長した経緯があり、計画は都度見直しをされながら進められてきた。合併後のまちづくりに関しては不満を持つ住民も多くいる。合併に対して正しい評価や総括がなされておらず、その場その場の対応に終始し、行政の都合により事業が進められてきたことへの不満があるものと認識している。合併時の計画が守れないこともあるが、初めから守る気のな

い約束では市長失格であると思う。合併から20年目に入っただが、現時点での合併の評価を示せ。

- ・ 行政は新市建設計画を守る気がないことを住民は見通していると私は感じている。合併から20年目に入っただが現時点で合併の検証と総括をすべきと考える。総括がなければ、合併当事者の住民は前に進めない。合併当事者を含めた中立で正しい合併の検証と総括を行うべきと考えるが認識を示せ。

② 新市建設計画の検証

- ・ 新市建設計画は、合併した自治体の速やかな一体性の確保を推進し、住民福祉の向上と均衡ある発展を図る基本計画であり、新市建設計画の根源となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載したものである。計画期間は10年間であったが10年延長され令和7年度までとなり、更に5年の延長となり計画が進められている。この間に終了した計画や追加された事業や未実施事業があるが、今後5年間の新市建設計画で未実施事業や継続事業をどのようにするのか示せ。特に、合併特例債活用事業については財源を含めた計画を示せ。
- ・ 合併特例債の活用状況について、庁舎が完成し合併特例債の多くが活用されたものとする。計画期間延長後の合併特例債の使用可能上限と今までに使用された合併特例債の額を示せ。また、当初計画にはなかった庁舎建設で使用した合併特例債額及びその率を示せ。
- ・ 新市建設計画にある河東地域、北会津地域、その他地域の計画割合と実施された事業割合を示せ。
- ・ 北会津町の公民館建替事業は当初から新市建設計画にあったものの、東日本大震災の際には天井が一部崩壊したが建替の計画はなく、その後公共施設再編計画へと変貌している。また、三本松の汚染残土の処分や川南小学校のアスベストの処分などは放置状況にある。他地域においては汚染残土や学校のアスベストは完全に取り除かれている。合併後の全市における行政対応のひずみは解消されていないと考えるが認識を示せ。また、地域に係る行政対応のひずみの解消にどのように取り組んでいくのか示せ。

(3) 観光資源活用について

① 民間の観光施設等の整備と活用

- ・ 会津の文化的遺産であり、観光施設としても活用されて

いる民間等の施設について、老朽化や保存を必要とするものが多く見られる。これらは市が関与する施設ではないが会津全体の遺産として守り、後世につなぐために市が支援・保存をすべきと考える。会津さざえ堂は二重螺旋構造の木造建築物で国指定重要文化財である。日本でも類の無い建造物で会津の遺産であると考え、老朽化しており、持ち主と協議し適正な保存のための支援が必要であると考え、市の考えを示せ。

- ・ 御三階はかつて城内にあったが今は阿弥陀寺にある。城内には御三階の石垣の基礎があるが、復元計画はあるのか示せ。また、阿弥陀寺の御三階への修復に対する支援についての考えを示せ。
- ・ 日新館は民間で復元し観光施設として使用されているが老朽化が進んでいる。建物は会津の歴史的・文化的建造物であり、会津の侍の生き方や会津の教育の高さを示す建物である。日新館を支援し保存することはできないのか示せ。

② 入湯税活用による温泉街整備計画

- ・ 東山温泉及び芦ノ牧温泉の景観修景のために、市温泉地域活性化基金条例が作られ、10年間で約26億円の事業費により修景事業が行われ温泉街の景観が整備されることとなった。温泉街が観光客や住民にとって綺麗で憩える場所となることはすばらしいことと思う。今回の事業は地域と市の資金を財源として進められ、地域の声やアイデアを活用するとともに市税活用に対する市の役割も大きいものと考え、民間と市の関わり方について示せ。
- ・ 入湯税を財源とした基金約14億円が活用されることとなるが、今までの行政の考え方では、市のお金は民間の廃旅館解体等に使わないことが基本的な考え方となっている。今回の事業で民間と市の資金に関して使途の区別はあるのか示せ。
- ・ 解体廃旅館の跡地の所有と管理は誰が行うこととなるのか示せ。また、そして解体廃旅館跡地の活用計画はあるのか示せ。
- ・ 温泉街には空き家や空き店舗も多く、今回の市温泉地域景観創造ビジョンアクションプランに記載のないものについては今後どのように整備していくのか示せ。
- ・ 今回の温泉地域の取組事例を参考として、温泉街だけでなく、空き家や空き店舗などの問題解決の手法として、地

域と市で地域整備に係るプランを計画し、住民と市の資金を活用した地域整備が考えられると思うが認識を示せ。

12 議 員 長谷川 純 一（一問一答）

(1) 市民の安全安心について

① 林野火災への対応

- ・ 直近5年間の本市における林野火災の件数について示せ。また、これらの林野火災による焼失面積と原因、出動した消防士及び消防団員数を示せ。
- ・ 一般的な林野火災と令和7年度発生した太陽光発電所のパネルからの出火を比較した上で出火原因や特徴について示し、消防士等の現場活動に際しての注意点を示せ。
- ・ 現在、メガソーラー発電所の火災が全国的な問題となっているが、常備消防が所有する資機材について会津若松地方広域市町村圏整備組合との協議状況を示せ。
- ・ 今後は林野火災に対しても充分に意を用いていかなければならない。林野火災に特化した消防団員の訓練とマニュアルの準備が必要と考えるが見解を示せ。

② この夏の熱中症対策

- ・ クーリングシェルターに協力してくれる企業や団体に対するインセンティブ制度の確立が必要と考えるが見解を示せ。
- ・ 特に、修学旅行生に向けたクーリングシェルターの協力体制を確立することが重要と考えるが、市の認識と広報の考えを示せ。
- ・ 熱中症について、高齢者や幼児の危険信号についての近隣者への教育周知が必要と考えるが、市の見解を示せ。
- ・ 令和元年から令和7年の各年において、市内の公共スポーツ施設で6月から8月末までの間に開催された各種スポーツ大会での熱中症及び熱中症の疑いで搬送された人数を示し、各競技における熱中症対策と対応の事例について示せ。

(2) 本市の目指す関係人口について

① 食と農を通じての関係人口

- ・ グリーンツーリズムに対するこれまでの取組と成果を示せ。
- ・ 中山間地域や農村地域における関係人口の増加策について見解を示せ。

- ・ 農業体験の受入体制について整備支援を図ったとしているが、現在までの実績を示せ。
- ② 地域おこし協力隊を活用した関係人口増加策
 - ・ 令和7年度に採用された農業版地域おこし協力隊の内容について示せ。
 - ・ 現在、もう一名の地域おこし協力隊を募集する記事が市ホームページ上に掲載されているが、地域おこし協力隊にどのような成果を求めているか示せ。
 - ・ 地域住民から寄せられる要望の中には、これまで町内会などの地縁団体が主体的に解決してきた事項が年々増えてきていると認識する。要望の多いお日市の復活や地域イベントの開催、公共エリアの除草などは地域おこし協力隊の助けがあれば市の活性化、福祉の向上に資することができるものとするが、地域要望の解決に向けた地域おこし協力隊の活用に対する市の見解を示せ。
 - ・ 県としても、「ふくしまぐらし推進会議」を立ち上げ、関係人口の創出拡大に向け官民連携による新しい取組が始まったが、関係人口の創出拡大に向けた県との連携について考えを示せ。

13 議員 笹内直幸（一問一答）

(1) 地域自治・コミュニティについて

① 地域コミュニティの支援

- ・ 地域コミュニティについて総務省ホームページには、「地域社会においては、PTAや子ども会、敬老会等、様々な地域コミュニティが存在しています。その中でも、地縁による団体である自治会・町内会等は、住民相互の連絡、区域の環境美化、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っています」とある。本市第7次総合計画の政策分野36、地域自治・コミュニティの目指す姿に「地域コミュニティの主体的で活発な活動により、強い絆のもと特色ある地域づくりが進むまち」とある。地域コミュニティを維持・運営していくには町内会の存在が大きく、また、町内会の様々な活動を通して、住民は安心・安全に生活できる環境にある。令和6年度行政評価結果報告において、政策分野36、地域自治コミュニティ（以下「令和6年度行政評価結果報告」という。）のうち、課題認識と今後の方針・改善点の（1）町

内会、区長会活動の支援の中に「高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化している等の地域課題の解決に向け、地域と行政が共に考え、取り組んでいくことが必要となっている。今後も町内会の活動や加入促進について、市区長会と連携を図りながら、より効果的な支援策を検討し実施していく」とあるが、「地域と行政が共に考え」とは、具体的にどのように地域と行政が共に考えていくのか示せ。また、「より効果的な支援策を検討し実施していく」とあるが、どのような支援策がより効果的であると考えているのか認識を示せ。

- ・ また、同じく今後の方針・改善点に、「市政だよりに合わせた文書の配布や区長会以外からの委員の選出など、庁内各部局における区長の事務負担の軽減に向けた取組が図られていることから、引き続きその推進に努めていく」とあるが、「事務負担の軽減」の「事務負担」とはどのようなもので、どのように軽減されたのか、その認識と効果を示せ。また、事務負担以外にも区長へ負担をかけているという認識があるのか示せ。
- ・ 町内会を担当する市民協働課には、他の庁内各部局が町内会へ依頼する案件が生じたときは、情報が共有できているのか認識を示せ。また、その理由も示せ。
- ・ 町内会運営では様々な問題や課題が生じ、必要に応じて要望書を庁内各部局へ提出されているが、提出された要望書を市はどのようなものとして位置づけ、どのように対応しているのか示せ。
- ・ 町内会が提出している要望書は、年間何件提出され、その内、要望書に記載してある案件を何件改善できたのか、検討中のものも含め、過去3年間の年度ごとの要望件数と改善件数及び検討中の件数を示せ。
- ・ 町内会が毎年同じ要望を出すこと自体が町内会の負担になっていると思われる。そこで提出された要望の中で改善されていない事項は、どのような理由で改善できなかったのか見解を示せ。

② 地域主体のまちづくりの推進

- ・ 令和6年度行政評価結果報告の施策2、地域主体のまちづくりには「地域の活性化や個性あふれる地域づくりに向けて、地域の実情を踏まえ、地域のことを自ら考え、地域

の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう、地域運営組織や財政支援のあり方の検討など、より良い地域コミュニティの仕組みの構築を進めていきます」とある。令和7年5月9日に開催された第31回市民との意見交換会城西地区において、市民から「材木町ごみゼロマーチ」の取組について報告があった。報告内容は、「実施に至る背景として、雪国会津において、3月になると雪の下から捨てられたごみが散見されます。4月には学校で新学期が始まり、新1年生もごみが放置された通学路を歩くことになります。また、私たちの住む材木町において、お互いが助け合える関係を築くことは、今後さらに重要になると考えます。事業目的として、新学期に向けてのごみ拾いを通じ、町内の人が交流を深め、共助関係を築くために実施します。開催実績は、第1回は令和6年3月31日、城西コミュニティセンターにて61名、第2回は令和6年8月4日、住吉神社にて87名、第3回は令和7年3月30日、城西コミュニティセンターにて76名参加となっています。事業内容は、①参加者が5グループに分かれて、エリアごとにごみ拾いをする。チラシは町内回覧板（材木町1・2・3丁目、居高町1区）による回覧のほか、城西こどもクラブに依頼し、各家庭に配布してもらう。参加申込はチラシ掲載のQRコードから登録、詳細はLINEにて配信、小学新2年生以下の参加は必ず保護者（大人）同伴で参加してもらう。受付時に養生テープに名前を書いてもらい服に貼ってもらう。ごみ拾い終了後はワッフルと飲み物をプレゼント（第2回開催時は8月開催の為、かき氷を準備）。小学生にはオリジナル鉛筆のプレゼント。必要資金は町内企業からの協賛金や寄附金で運営。②城西コミュニティセンターにて未就学児・小学生向けのワークショップ開催。A、大きい画用紙を準備し、「会津から海ごみを考えよう」をテーマに4グループに分かれて絵を描いてもらう。企画・対応は第四中学校美術部を中心に実行委員はサポートにつく。B、城西小ボランティアによる絵本読み聞かせ（海、海洋に関する絵本）。連携団体として、材木町1丁目青年会、材木町子ども会育成会、（公社）会津青年会議所、第四中学校美術部、城西小ボランティア。」となっている。材木町ごみゼロマーチ実行委員会は、子育て世代を中心に有志が集まり、地域のために活動している。このような地域貢献を行

っている有志団体を本市はどのように認識し、まちづくりの推進につなげていけると考えているのか示せ。

- ・ 本市は地域貢献を行っている有志団体への活動支援や協力などをどのように行っているのか示せ。

③ 中山間地域の活力の向上の推進

- ・ 令和6年度行政評価結果報告のうち中山間地域の活力の向上の課題認識と今後の方針・改善点中、(2)中山間地域等地域づくり支援事業の中で、「庁内関係部署が情報共有・連携して各地域の住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、活動と連携して地域資源や既存施設の有効活用策を調査研究し、具体的な実践・成功事例を積み上げ、他地域に取組を広げていく」とあるが、地域資源や既存施設として湊地区には湊公民館や基幹集落センターなど、大戸地区には芦ノ牧温泉、大戸公民館などあるが、地域資源や既存施設はどのようなものをどのように有効活用していきたいと考えているのか示せ。
- ・ また、同じ今後の方針・改善点に、「中山間地域生活支援システム（みなと・おとおとチャンネル）の有用性の理解が進んでいるところであり、自走性の向上に向けて事業を継続していく」とあるが、中山間地域生活支援システムの効果はどのようなものがあるのか、また、課題はどのようなものがあり、今後、どのような展望があるのか示せ。

14 議 員 小 畑 匠（一問一答）

(1) 市民生活の秩序と安全を守る仕組みについて

① 防犯カメラの活用と迷惑行為への対策

- ・ 防犯カメラは、犯罪抑止や事件解決に欠かせず、市民の安全確保に重要な役割を果たすものと認識する。本市においては、防犯カメラの設置に対して慎重な姿勢であると認識している。一方で、商店街や町内会においては補助金の活用などにより、自主防犯活動の一環として防犯カメラの設置が進められている現状がある。しかし、それらは地域の自主的な努力に依存しており、全市的な安全網としては不十分である。市民からは、通学路における児童・生徒の安全確保、公園利用者の安心感、不法投棄が多発する地域における秩序維持を求める声が多く寄せられている。市民の安全を最優先に考えるべき行政として、こうした声にどのように応えるのか、市の考えを示せ。

- ・ 市において防犯カメラの設置を行わないのであれば、通学路や公園などの安全安心をどう担保するのか、市の考えを示せ。
- ・ 令和８年４月からのごみ処理有料化に伴い、指定袋を使用しない不正排出や不法投棄の増加が懸念される。既に現在でもごみ集積所での対応に苦慮している実態があり、その多くは区長や町内会役員が担わされている。有料化後は更に事態が深刻化することは明らかであり、行政が率先して対応に当たらなければならない課題である。防犯カメラによる監視は有効な抑止策であるが、それに加えて、必要に応じて罰則による歯止めも検討すべきである。防犯カメラの設置は、犯罪抑止と不法投棄対策の双方に効果的であり、市民全体の安心と地域社会の秩序を守るための最も有効な手段の一つである。市はこうした視点を踏まえ、今後どのように取組を進めるのか、明確に示せ。
- ・ 本市では既に防犯カメラの運用ガイドラインを策定済みであるが、その実効性をどのように評価しているのか示せ。また、このガイドラインを形骸化させることなく、市民の安全に真に貢献させるため、今後どのように運用していくのか、具体的に示せ。
- ・ プライバシーへの配慮と市民の安全確保は両立すべき課題である。安全で安心な地域社会の実現という観点から、市としてこの二つの課題をどのように両立させるのか、考えを示せ。

② 犯罪被害者支援条例の検討

- ・ 福島県から各市町村に対し、独自の犯罪被害者支援条例の制定が要請されていると聞き及んでいる。市独自の条例を制定することで、県条例ではカバーしきれない地域の実情に応じた、きめ細やかな支援や迅速な対応を可能にし、また、市の責務を明確にすることで、犯罪被害者への総合的かつ継続的な支援を担保できるものとする。特に被害直後の心理的・経済的支援は迅速に行われる必要があり、市が積極的に関与する意義は大きい。市民の安全安心を守るための施策として、市独自の犯罪被害者支援条例を制定することについて、市の見解を示せ。
- ・ 市独自の条例は制定していないが、現在、市においてどのような支援が行われているのか具体的に示せ。また、県条例の追随にとどまらず、市として独自に代替手段を講じ

る考えがあるのか。その場合、どのような内容を想定しているのか、併せて示せ。

- ・ 市民の安全安心確保に不可欠な要素である犯罪被害者への適切な支援を今後どのように推進していくのか、その具体的な姿勢を示せ。

③ 積雪・凍結時における交通安全対策と公共交通の拡充

- ・ 積雪・凍結時の自転車利用は、路面凍結による転倒事故のリスクが高いだけでなく、大雪時には渋滞や除雪作業の妨げとなり、警察・消防などの業務にも支障を来すおそれがある。本市の小・中学生が冬期間の自転車使用を禁止されている一方で、一般市民は自由に利用している現状は、安全確保を最優先にすべき行政の姿勢として課題であると考ええる。積雪・凍結時における自転車利用禁止の条例を制定すべきであると考えるが、市の見解及び具体的な方策があれば示せ。
- ・ この条例制定は、市民の利便性を確保する代替交通手段の整備を不可欠とする。冬期間においては、特に郊外地域に住む市民の移動手段が限られ、生活に支障を来している現状がある。現在導入されている「My Ride どこでもバス」のような相乗り交通サービスは、交通空白地域の解消や高齢者の移動手段として極めて有効である。しかし、地域公共交通会議においては、運行区域拡大に対し採算性の低下やタクシー事業者への影響を懸念する意見があると聞き及んでいる。コンパクトシティを目指す市の姿勢は理解できるものの、郊外地域にも人が生活している現実がある。私は令和6年12月定例会議における一般質問でも、郊外に住む市民への配慮不足を指摘したが、現在でも市の認識に大きな変化は見られない。郊外地域に対する配慮は足りていると言えるのか。冬期における市民の交通手段を確保するための具体策を詳細に示せ。

④ 有害鳥獣・害虫対策と市の責任体制

- ・ 熊、イノシシ、猿、ムクドリ、カラス等の有害鳥獣による農作物被害や、市民生活の安全を脅かす被害が深刻化している。特にカラスやムクドリによる被害は長年解決に至っておらず、市民の実感としてもその数は明らかに増加している。これまでの有害鳥獣対策に関する検討結果やその自己評価、具体的な成果について、市の見解を示せ。
- ・ 令和7年4月18日の鳥獣保護管理法改正により、市街地

での熊などの危険な有害鳥獣に対する緊急時対応が強化された。この改正を踏まえ、本市としては捕獲体制の強化が急務であるとする。銃器使用手続の迅速化に向けた県との連携、捕獲従事者の確保や育成、捕獲機材の導入など、具体的にどのような準備と対策を進めているのか、基本方針と併せて示せ。市民の命に直結する問題である以上、机上の計画にとどまらず、現場で機能する実効性をどのように確保するのか、市の考えを示せ。

- ・ 猟友会や地域住民との連携体制を今後どのように進めていくのか、具体的な方策を示せ。
- ・ アメリカシロヒトリやマイマイガ、スズメバチといった害虫・危険生物については、市は現状、消毒器材等の貸出しのみにとどまっており、実際の駆除は町内会や地域住民が行っている。特に雑種地や空き地からアメリカシロヒトリが大量発生した場合、近隣住民に深刻な迷惑が生じて、責任の所在が不明確で、住民が対応に困るケースが生じている。このような課題に、本市として、どのように対応するのか見解を示せ。
- ・ 他自治体には、市民の困りごとに速やかに対応する仕組みを整えている例がある。千葉県松戸市の「すぐやる課」は、市民からの要望に対し原則当日又は翌日に現地確認を行い、その後担当課へつなぐ体制を確立している。また、北海道北見市や千葉県船橋市では「市民の声をきく課」などを設け、課題を行政に迅速に反映させている。こうした先進事例を踏まえ、本市も身近な害虫被害への即応体制を整備すべきと考えるが、市の考えを示せ。
- ・ 現状では、市民にとって熊などの鳥獣害も害虫被害も「どこに相談すればよいのか分からない」という状況が続いている。被害が発生した際に迷わず相談できる窓口を一元的に設けることは、市民の安心につながるはずである。本市はこうした相談体制の整理・強化についてどのように考えるのか、見解を示せ。

⑤ 災害・有害鳥獣等に関する情報発信の完結性

- ・ 有害鳥獣や火災発生時の情報発信について、現状は主に「あいべあ」によるメール配信を行っている。しかし、市民は「鎮火したのか、まだ燃えているのか」「熊出没はいつまで注意すべきなのか」といった、行動判断に直結する完結した情報を求めている。市民安全を確保する観点から、

第一報で終わらない情報発信の在り方をどのように考えていくのか、見解を示せ。

- ・ 近年は市街地など想定外の地域への熊出没が増えており、新たな脅威となっている。この状況を踏まえた市の認識と対策方針を示せ。
- ・ 「獣マップ」については、熊などの出没実績を地図化したものとして市が作成したと理解する。この獣マップを市民がどのように活用できると考えているのか示せ。また、市民への周知や利用を促す取組を示せ。
- ・ 河川氾濫や地震、台風などの災害情報、そして有害鳥獣の出没情報の発信については、部や課を跨いでいることから、市公式LINEアカウントでの一元的な発信は進んでいないと考える。市民にとっては縦割りでなく横串の発信体制が不可欠であり、新たに「会津若松防災情報（仮称）」といった防災専用の公式LINEアカウントを開設し、一元的に発信する体制を整えるべきと考えるが、市の見解を示せ。
- ・ 市民にとって「情報が届かないこと」こそ最大のリスクであると考え。こうした課題を克服するため、行政としてどのように責任を果たすのか、市の見解を示せ。
- ・ 熊出没時の連絡体制に関する、学校、区長及び地域住民への情報伝達体制の現状と課題を示し、今後の方向性を示せ。

15 議員 渡 部 認（一問一答）

(1) 公共施設管理と施設整備について

① 公共施設マネジメント基本方針と公共施設等総合管理計画

- ・ 平成25年2月に公表された公共施設白書に続いて、平成26年10月に示された会津若松市公共施設マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）の目的や果たしてきた役割及び成果を具体的に示せ。
- ・ 基本方針は社会情勢や財政状況、市民のニーズなどと各取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことになっているが、現在までの変更内容を示せ。
- ・ 財政状況が厳しい中、基本方針の課題にも取り上げている遊休資産の売却や貸付けなどによる財源確保は現在までどのように取り組んできたのか。事例を挙げて認識を示せ。
- ・ 平成28年8月に策定され、令和3年度に一部改訂された

会津若松市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）は令和８年度に計画期間が終了となるが、現在までの進捗状況と課題認識を示せ。

- ・ 管理計画では公共施設等の総合的な管理における取組の視点が示されているが、「市民の理解と協働の推進」や「民間や有識者、国等との連携」はどのように図られているのか示せ。
- ・ 社会基盤系公共施設のうち、平成30年度末時点で、市が管理する橋りょう数は613橋に上る。50年以上経過している橋が348橋（約57％）で、20年後、つまり今から13年後の令和20年には約84％になる見込みだが、会津若松市橋梁長寿命化修繕計画に照らしてどのような進捗状況か認識を具体的に示せ。
- ・ 次期管理計画の進め方と考え方を示し、年度当初に開催されている各部署間の「公共施設等総合管理推進本部会議」の協議内容が現在まで管理計画の推進にどのように反映されているのか見解を示せ。

② 市公共施設保全計画と市公共施設再編プラン

- ・ 平成31年３月に会津若松市公共施設保全計画（以下「保全計画」という。）第１期が発表され、令和３年に施設保全実施計画が一部改訂されている。この保全計画の期間も令和８年度までとなっているが、外的要因により大幅な変更となる可能性はあるのか現状認識と課題について見解を示せ。
- ・ 保全計画第１期で示された「施設評価」及び「総合調整」の実施では、計画保全実施施設として44施設、施設再編を検討する施設として315施設が選定され、解体・売却等実施予定の施設は22施設となっている。このように選定や仕分けをした主な理由と、解体・売却の完了予定時期及び目標年度をそれぞれ具体的に示せ。
- ・ 平成31年３月には会津若松市公共施設再編の考え方、令和３年９月には会津若松市公共施設再編プラン（以下「再編プラン」という。）第１期が示され、市が所有又は管理する建物系公共施設の再編を進めるに当たっての基本的な考え方について、市民と共有することを目的に挙げているが、その取組がどのように行われ意見集約につながっているのか示せ。
- ・ 各施設の長寿命化が進む中、予防保全への段階的な切り

替えや施設カルテの公表も必要とは考えるが、市民が望む公共施設更新の優先順位を示すことも重要ではないかと考える。今後の進め方について見解を示せ。

③ 新斎場整備基本計画

- ・ 新斎場整備基本計画策定までの経過と必要火葬炉数や事業スケジュールの検討内容を具体的に示せ。
- ・ 令和12年度の供用開始を目指しているが、類似施設の斎場使用料についての認識と現段階で当該施設の斎場使用料改定を検討しているのか示せ。また、改定する場合は今後どのような手続きで進められるのか見解を示せ。
- ・ 概算事業費や供用開始後の管理運営費、民間業務委託の考え方をそれぞれ示せ。特にD B O方式を採用するメリットと行政が担うべき役割を具体的に示せ。

④ 会津藩校日新館天文台跡周辺整備

- ・ 令和7年春に整備された日新館天文台跡利用者専用駐車場や休憩スペースの利活用方針と管理体制は、今後どのように取り組む予定なのか見解を示せ。
- ・ 会津藩校日新館天文台跡全体の復元計画や周辺整備に向けた市の考え方を示し、関係団体との連携の在り方についてどのように進めるべきか見解を示せ。
- ・ 当該駐車場の利用について一般観光客や旅行代理店、バス事業者等への告知やP Rを今後どのように展開すべきと考えているのか予定を含めて見解を示せ。

⑤ 会津若松市勤労青少年ホーム

- ・ 公の施設として整備された勤労青少年ホームは開館から50年が経過しているが、老朽化に対する認識と市公共施設再編プランにおいて「事後保全」とした理由を示し、併せて最近の施設改修状況に対する認識を示せ。
- ・ 指定管理者の指定が平成18年から始まっているが、改めて現在の指定管理料 2,795 万 9,000 円の積算根拠と現在までの施設管理費の削減額を具体的に示せ。
- ・ 指定管理料においては社会情勢の大幅な変動があった場合、契約の相手方に負担させることなく協議に応じることになっているが、現在までの協議回数とその協議結果を示せ。
- ・ 勤労青少年ホームが現在まで果たしてきた役割を示すとともに、今後の在り方や方向性を指定期間終了までの2年間でどのように導き出すのか見解を示せ。

- ・ 勤労青少年ホームを含めた文化センター、老人福祉センターの３施設のＬＥＤ化について、市の考え方と今後の実施スケジュールを示せ。
- ⑥ 会津水泳場（市民プール）
- ・ 昭和26年に開設された会津水泳場は、昭和36年の第16回国民体育大会（秋田まごころ国体）夏季大会の水泳競技会場として使用された歴史のあるプールで、当時の水球競技は第一中学校の33mプールで行われている。そこで令和8年に開設75年を迎える会津水泳場の老朽化の現状と施設改修経過について市の認識を示せ。
 - ・ 平成25年に大規模なリニューアルが行われているが、その工事内容と今後の整備方針、施設保全実施計画である公園施設長寿命化計画における市の取組方針を示せ。
 - ・ ピーク時から見た最近の利用者数の推移と利用料金の設定基準を示せ。また、競技関係者や利用者からの施設に対する声（要望や苦情）をどのように吸い上げて対応しているのか見解を示せ。

16 議 員 小 倉 孝太郎（一問一答）

(1) ごみ減量の推進について

① 指定再資源化製品の回収

- ・ 近年、リチウム蓄電池をはじめとする充電式電池やスプレー缶等が出火原因による火災が全国的に問題となっており、環境省によると、令和5年度に廃棄物処理施設及び塵芥車において発生したリチウム蓄電池による発煙や発火事故は21,751件であった。我々の身の回りでも同様の発煙・発火事故が発生していると聞き及んでいるが、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会（以下「組合議会」という。）の令和7年8月定例会における一般質問に対する答弁では、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）の廃棄物処理施設における火災事例数は、令和4年度で158件、令和5年度で289件、令和6年度で91件であった。また、その発煙や発火の原因は、リチウム蓄電池や中身が入ったままのスプレー缶やカセットボンベなどの混入によるものと推測されるとのことであった。一方、総務省消防庁による廃棄物処理施設及び塵芥車における出火原因の分析によると、電子たばこを含むモバイルバッテリーをはじめとして、コードレス掃除機、ノートパソコン、

電動アシスト自転車、電動キックボード、ポータブルDVDプレーヤーなどが挙げられている。それ以外にも、先日の組合議会における行政調査先であるさいたま市の桜環境センターでは、ゲーム機や電気ひげそり、ヘアアイロン、コードレス掃除機、電動歯ブラシ、ハンディファン、ヘッドフォン、タブレットなどといった充電して使うものは基本的に出火する原因として市民への注意喚起を行い、小型家電回収ボックスを設置するなどの対策を行っていた。廃棄物処理施設及び塵芥車における火災は甚大な被害を引き起こす可能性があり、特に廃棄物処理施設に被害が発生した場合は、ごみの収集が滞ってしまうだけでなく、復旧までにかかる費用も莫大なものになることなども想定されることから、組合ではリチウム蓄電池については現在の市町村個別処理から圏域共通の処理とすべく検討を重ねているとのことであったが、市町村における処理が基本であることに変わりはなく、小型家電回収ボックスの設置等の対策が必要となってくる。これらのことを踏まえて、このような火災事例数や発煙・発火の原因に対する市の認識を示すとともに、現在、本市では出火の可能性のあるものに対してどのように市民に注意喚起を行い、どのように分別して回収を行っているのかを示せ。また、今後は組合との協議を含めて、出火の可能性のあるものに対してどのように対応しようとしているのかを示せ。

- ・ 先日の報道によると、経済産業省と環境省がメーカーや輸入販売事業者などに聞き取りをした上で、令和7年8月12日にモバイルバッテリーとスマートフォン、加熱式たばこの3品目を「指定再資源化製品」に追加指定する案を示した。これが決定すれば、追加された3品目について、事業者は自主回収とリサイクルを怠ると罰金が科され、利用者は回収ボックス等に持ち込むなどの安全な廃棄が求められるため、リサイクルが進み、出火の危険性は低減すると考えられるが、この3品目が「指定再資源化製品」に追加指定されたことに対して、今後の回収方法や市民への周知方法などにどのような影響があると考えられるのかを示せ。

② 生ごみリサイクル事業

- ・ 平成12年に国は循環型社会に移行することを決定したことにより「循環型社会形成推進基本法」を制定し、翌年の平成13年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法

律」いわゆる「食品リサイクル法」が施行された。食品リサイクル法で示されている食品関連事業者が取り組むべきことは、食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用で得られた製品（飼料や堆肥など）の利用を促進するよう努めなければならないということであり、食品廃棄物は再利用するなどによって廃棄量を少なくすることを目的に、食品廃棄量の目標が定められている。SDGsの観点からもこの目標値を意識して経済活動を行うことは大切なことであると考えるが、本市の食品関連事業者における取組の現状及び意識啓発についてはどのような状況であるのかを示せ。

- ・ 市は平成23年度から、各学校給食施設より排出された調理くずや残飯等の生ごみを収集し、民間事業者を活用して堆肥へのリサイクルを行い、主に農家やスーパー等への販売や、学校等への配布による花壇や畑づくりに活用してきた。この事業の目的及びその効果をどのように捉えているのかを示せ。
- ・ 学校給食施設等生ごみリサイクル事業では、令和4年度は約84.5トン、令和5年度は約87.8トン、令和6年度は約74.3トンの処理実績がある。加えて、民間事業者による生ごみの堆肥へのリサイクル事業は、学校以外にもスーパーマーケット等の生ごみを扱っていることから、その処理量は何倍にもなっている。しかし、現在、民間事業者において、この生ごみリサイクル事業を中止するかどうかの検討に入っていると聞き及んでいる。仮に、この事業が中止となれば、今までの処理量が事業系ごみとして持ち込まれることになりかねない。令和7年5月23日に行われた組合議会の議員全員協議会において、新ごみ焼却施設の供用開始までにごみの削減目標が達成されない場合には、緊急避難の措置として令和8年度と令和9年度の期間限定として災害廃棄物枠の1日16トンを使用して対応するとのことであったが、それでも令和9年度の災害廃棄物枠の使用期限までに当初目標量に達しない場合に備えて、受入制限等の措置を引き続き検討していくとしている。受入制限を行えば、住民生活に支障を来すことは十分に想定されることから、できるだけ受入制限は実施されないようにごみ減量を推進していかなければならない。令和8年3月の新ごみ焼却施設の供用開始に向けてごみ減量化を進めている中で、これ

だけの生ごみの処理量が増加した場合、その影響をどのように考えるのかを示せ。

- ・ 生ごみは焼却することが可能である一方で、民間事業者を活用して堆肥化しているのは、リサイクルを行うことによってごみ焼却施設の処理量の減量だけではなく、教育効果や安心安全な食への取組等にもつながっているからである。しかし、行政サービスとは異なり、民間事業者は顧客から徴収するごみ処理経費のみでの施設運営であるために厳しい状況である。その背景の一つとして、環境センターのごみ処理料金の算定には施設整備に係る経費が含まれていないことなどが考えられるが、環境センターのごみ処理料金の在り方に対する認識を示した上で、生ごみリサイクル事業を持続可能な状態で維持するためには、どのような対策が考えられるのか見解を示せ。
- ・ 堆肥の主な需要者は農業従事者であり、本市の基幹産業でもあることから、堆肥の地産地消を目指すことは、国際的なエネルギー価格の高騰に伴う化学肥料原料の高騰による将来的な堆肥の不安定供給に対する不安への払拭に加えて、資源循環及び経済循環の形成に必要であると考えているが、堆肥の地産地消の重要性についての認識を示せ。
- ・ 生ごみリサイクルに対する課題は多岐にわたることから、今後は民間事業者だけではなく、行政や教育機関、研究機関などが連携し、情報交換を行いながら解決していくべきと考えるが見解を示せ。

③ 家庭ごみ処理有料化に伴う指定ごみ袋

- ・ 市では、令和6年5月20日の「ごみ緊急事態宣言」による取組により、市民や事業者と危機意識を共有し、燃やせるごみの削減に取り組んできた。この取組を通じて、資源循環型社会の形成やごみ処理に係る行政サービスを維持していくためには、市民とともにごみの分別と減量を確実に継続して行っていくことが必要であると判断し、令和6年12月20日に、「家庭ごみ処理有料化に向けた基本的考え方」を示し、持続可能なごみ処理体制の構築や、ゼロカーボンシティの実現などを目指して、令和8年4月から家庭ごみ処理有料化制度を導入することとした。それに伴って、市指定のごみ袋を作成するに当たり、令和7年7月4日から7月25日まで投票用紙、市ホームページ及びQRコードといった方法で、また、令和7年7月3日のタウンミーテ

イングにおいても、ごみ袋の色の投票を行った。投票に当たっての色の考え方は、燃やせるごみ袋はプライバシーへの配慮のために中身が見えにくい色として、オレンジ、ピンク、ベージュ、モカブラウンが候補となり、燃やせないごみ袋は作業員の安全を考慮して中身がある程度見える色として、ライトブルーかライトグリーンが候補とされた。さいたま市では、リチウム蓄電池などによる発火事故や作業員のけがが問題となっていることから、収集する際に危険なものを発見しやすくするために、令和6年10月より燃えるごみ以外は、袋から10センチメートル離して文字が読めるレベルの透明袋のみを使用可としたが、本市では透明な袋を候補とする検討はなされなかったのかを示せ。

- ・ 令和2年7月1日より、全国一律でレジ袋の有料化が開始された。その背景としては、プラスチックごみによる海洋汚染や地球温暖化が深刻化しており、消費者にライフスタイルの見直しを促す目的や、レジ袋の原料である石油の使用料を減らして資源の節約につなげる目的がある。そこで、使用後はごみとして捨てられてしまうレジ袋の総量を抑え、プラスチックごみ削減につなげることを目的として、千葉市は民間スーパーマーケットとの包括連携協定のもと、商品を購入する際にレジ袋の購入も希望する顧客に対し、レジ袋と市の指定可燃ごみ袋のどちらか一方を選択していただく実証実験を行った結果、好意的な意見や販売数も堅調なことから本格実施に踏み切った。本市でも同様の取組を検討したらどうかと考えるが見解を示せ。

(2) 教育行政について

① スペシャルサポートルーム制度の活用

- ・ 不登校児童・生徒が増加傾向にあることに加えて、児童・生徒の特性の多様化などに対応するために、不登校児童・生徒が多い学校に対して、県より専門性の高い教員が専属で加配されるスペシャルサポートルーム（SSR）が設置されているが、本市における令和5年度及び令和6年度、令和7年度は7月末までのスペシャルサポートルームの設置状況と利用実績を示せ。
- ・ スペシャルサポートルームは不登校児童・生徒が主な対象であるが、児童・生徒の一人一人の心的発達や知的発達の段階を理解し、それに準じた指導ができる教員の配置が必要である。現状ではそのような専門性の高い教員の配置

が行われているのかどうかを示し、不登校傾向・学習困難・発達障がいなどを抱える児童・生徒に対する支援の具体的内容を示せ。

- ・ スペシャルサポートルームでは一対一を基本とした指導になることは理解できるが、教室復帰を見通した集団指導形式も時には必要であると考えることから、通常学級との連携を含めた対応をどのように考えているのかを示せ。
- ・ スペシャルサポートルームに通わせている保護者への個別相談や心のケアなどに対するサポート体制は十分であるのか認識を示せ。
- ・ スペシャルサポートルームは、設置されている学校が限定されているため他校からの参加を認めている自治体もあるが、自校設置が原則として望ましいと考えている。スペシャルサポートルームの今後の拡充計画や、教員及び特別支援教育支援員の配置方針についてどのように県に要望していくのか見解を示せ。

② オンライン通級

- ・ 在籍校のスペシャルサポートルームに通っていると、同じ学校の友達や教師等の目が気になる場合や、学校に登校できない場合などに対しては、オンラインを活用して配信されている授業を受けられるような体制づくりが整い始めているが、現在の取組状況と利用実績を示せ。
- ・ 学習相談支援、学習支援、児童・生徒同士の交流支援を通して不登校児童生徒の個々の社会的自立を援助することを目的として設置された県の不登校児童生徒支援センター「ルームエフ（room F）」のオンライン通級が、令和7年度よりモデル地区から全県が対象になった。ルームエフの本市における令和6年度、令和7年度は7月末までの利用実績及び周知方法を示せ。
- ・ ルームエフでは、メタバース内での仮想教室にアバター名を使って参加しながらオンラインプログラムを受けることになるが、社会的自立を促すプログラムや学習プログラム、非定期的イベントなどはどのようなになっているのか具体的に示せ。また、どのようなオンデマンドコンテンツがあり、アバター同士の交流はどのように行われているのかを示し、それぞれの課題も示せ。

③ 情報発信の取組

- ・ 各学校は、地域とともにある学校づくりを目指して、地

域や保護者などに対しての情報発信に力を入れているが、地域や保護者に対する情報発信の現状と課題に対する認識を示せ。

- ・ 近年、デジタルを活用しての情報発信が増加傾向にあるが、紙ベースの情報発信との棲み分けをどのように考えるかを示した上で、保護者向けのメール配信やアプリ等の導入状況についての見解を示せ。また、事故や災害、不審者対応などの緊急時において、デジタルで情報を受け取れない方の対応を含め、情報伝達はどのように行われているのか示せ。
- ・ 文部科学省は、教師が児童・生徒等を盗撮して画像をSNS上の教師間でのグループで共有し逮捕されたとの報道などによって教師への信頼が損なわれるような状況が生じていることから、令和7年7月1日に各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長に対して、児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底についての通知を出した。その中で、教師による児童・生徒性暴力等の防止のための研修の実施や、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検などとともに、教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童・生徒等を撮影しないように求めている。これに対し、県教育委員会は県立学校に撮影機材を増やすための予算措置対応を始めていると聞き及んでいるが、教育活動の記録や情報発信に影響が出ないように市教育委員会ではどのようなルールづくりを行っているのか見解を示せ。

17 議員 大 竹 俊 哉（一問一答）

(1) 中心市街地の活性化について

① 第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画

- ・ 第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況を示し、各目標の達成見通しを示せ。
- ・ 会津若松市中心市街地活性化協議会が果たしてきた役割と、活性化に向けた組織の課題を示せ。
- ・ 第4期会津若松市中心市街地活性化基本計画策定に向けては、これまでの評価を踏まえ冒険的手法も受け入れることができるような新しい考えに基づくべきであり、従来の策定スキームやプロセスにはない、いわゆる「若者、よそ者、馬鹿者」のような柔軟な発想力を持った人材からの意

見を反映すべきと考える。第4期会津若松市中心市街地活性化基本計画の策定に当たっての方針と策定手法の考え方を示せ。

- ・ 中心市街地活性化はまちづくりの基本であることから、次期総合計画においては優先して取り組むべき事項と考える。次期総合計画における中心市街地活性化の位置づけについて考えを示せ。

② 会津若松まちなか案内所（以下「まちなか案内所」という。）の利活用

- ・ まちなか案内所の設置目的と今後の利活用に向けた具体策を示せ。
- ・ まちなか案内所に併設された広場について、出店やステージイベントの利活用を定着させるためには、毎週のように何かしらの催しを開く必要があると考えるが、その際にネックとなるのは施設の利用料や運用要綱である。まちなか案内所の機能を十分に利活用できるようになるまでの2年から3年程度は、利用料を全額減免すべきと考えるが見解を示せ。あわせて、運用要綱の策定見通しを示せ。

③ 中心市街地の夜のにぎわい創出

- ・ ものづくり産業、観光、農業、建設土木業に次ぐ本市の地場産業は、飲食業とバー・スナック・カラオケ店等の社交業と考えるが、景気・経済の低迷とコロナ禍があいまって社交業の閉店が相次いでおり、それらが入居していたテナントビルは空き家が目立ち、従事していた方々の生活も苦しい状況が続いている。縁の下の力持ちとなって本市の経済と雇用を支えてくれた社交業が往時の輝きを取り戻さなければ、足腰の強い経済は復活しないものとする。中心市街地の夜のにぎわい創出に向けたこれまでの取組と事業者からの評価及び今後の具体的な取組を示せ。
- ・ 東山・芦ノ牧温泉街から聞いたところによると、長期型インバウンド客の多くはアクティビティが旅行の主たる目的であり、飲食は宿泊先から近い飲食店街へ赴き、様々な地の物、郷土料理をリーズナブルに求めるそうである。顧客ニーズに対応し、夕食を提供しないプランを用意している旅館、ホテルも増えてきたそうだが、ここで問題になっているのが交通手段の確保である。タクシーの台数が極端に減ってしまったため、観光シーズンには送迎を断られるケースもあるとのことであった。保有するマイクロバスに

より対応しているホテルもあるそうだが、人数や往復する回数によってはコスト割れを生じる場合もあるとのことであった。そこで、各ホテルが所有するマイクロバスを利用し、ホテル街からまちなかを周遊する共同運行のスキームができれば、インバウンド客のニーズにも応えられ、まちなかも活性化が期待できると考えるが、観光協会を支援してこのような仕組み作りに取り組むことへの見解を示せ。

- ・ 例えば両温泉街と市内飲食店が連携してクーポン事業等に取り組めば、市内の滞留時間が確保され、お土産物の購買機会が向上するなどして観光消費額の増加が期待できる。両温泉街と市内飲食店との連携事業に対する認識と今後の支援の在り方について見解を示せ。
- ・ 夜の中心市街地が寂しくなっている原因の一つには、コロナ禍と高齢化によりタクシーと運転代行業者が急激に減ってしまい、繁忙期には4時間から5時間も代行を待つこともあり、2次会や2軒目に行き辛くなってしまったことが挙げられる。運転代行業者の話によれば、燃料費や人件費の高騰により増台することは難しいとのことであるが、ガソリン価格が落ち着くまでの間だけでも支援があれば現状を乗り越え、台数や人員を増やすことができる業者も多いとのことであった。市の単独事業として運転代行業者に対し支援策を講じるべきと考えるが見解を示せ。

④ 中心市街地の安心・安全と美観・景観の向上策

- ・ どんなに美味しい物があろうが、どんなに楽しいコンテンツがあろうが危険な所に人は集まらない。これまで市が取り組んできた中心市街地の防犯対策と課題点を示せ。
- ・ 会津若松市の中心市街地にふさわしくない外観を持つ建物が増えてきたと嘆く市民が多い。この市民の声をどのように受け止めているのか示せ。また、歴史と風格のある中心市街地を目指し、中心市街地を全て景観重点地区に指定すべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 市役所通り商店街、大手門通り、キヨミズ通りでは観光客や店舗を利用する市民、地元民から異臭がするとの苦情が出ている。この異臭の原因と対策を示せ。

(2) 新庁舎について

① 市民からの評価

- ・ 南側入り口の総合案内の対応の評判が良く、市役所の雰囲気明るくなった。目的の窓口まで迷子にならずに行け

た、などの声が聞かれ、整備目的の一端は果たしているものと認識する。一方で、北側のエレベーターが狭く待ち時間が長い。といった声や、トイレの箇所数や用便器数が少ないといった不満の声も聞こえてくる。新庁舎供用から4か月時点での市民からの全体的な評価と課題を示せ。また、課題に対する改善策を示せ。

- ・ 移転に係る経費も含めた新庁舎整備事業の総額を示し、予定額との差異に対する見解について、財政計画に与えた影響も含めて示せ。

② 職員からの評価

- ・ 一遍に見渡せるオープンフロアは、都会の大企業のような感じを受け、近代化が図られたような気がする一方、職員同士が常に視界に入り、特に1階から3階のフロアでは東側を通行する市民からの目線も気になるのではないかと思う。オープンフロアに対する職員の評価を示せ。
- ・ 新庁舎の検討に際しては、議会側においても新庁舎整備に係る検討委員会を設置し、その中において職員にも昼食時や休憩時間には十分に安息してもらう必要があるとしてバックグラウンドや休憩室の設置を強く求める議論が交わされた経緯がある。休憩室の利用状況と職員の反響について示せ。

③ 駐車場

- ・ 駐車場を警備いただいている方は一生懸命交通整理に当たっていただいております、今夏の猛暑の中においても誠心誠意職務を遂行されていた姿には本当に頭の下がる思いでいっぱいである。しかし、駐車場に入るために慢性的な渋滞が生じてしまっており、市民から不満の声が出ているものと認識する。満車による渋滞ではないように見受けられることから、入り口をもう1か所作れば渋滞は解消されるものとする。駐車場への入り口を増やすことに対する見解を示せ。
- ・ 駐車券の紛失や受付印のもらい忘れで難儀している利用者が多くおられるが、どのように対応しているか示し、改善策についての見解を示せ。
- ・ 駐車券は利用後にごみとなってしまうことから、取引業者や関係者を登録し、都度チェックできる電磁式のパスチケットと併用してはどうかと考えるが見解を示せ。
- ・ 大雪に見舞われ除排雪がうまくいかなかった場合、相当

数の駐車スペースが雪ため場として失われてしまうことが懸念される。駐車場の除排雪オペレーションをどのようにシミュレートしているのか示せ。

④ 市民ホール・多目的スペース・旧館前広場・東側テラス等の活用

- ・ 市民ホール・多目的スペース・旧館前広場それぞれの活用状況を示し、市民からの反響と稼働率向上に向けた取組を示せ。
- ・ 市政観光情報コーナーの利用者が非常に少ないように見えるが、1階角地という好条件な立地を活かしてカフェなどを誘致してはどうかと考えるが見解を示せ。
- ・ 市民とふれあう時間が長ければ長いほど市民の声が市政に反映されやすくなるといわれている。東側テラスにテーブルとイスとパラソルを設置し、飲食可能なオープンテラスとして市民の憩いの場にしてはどうかと考えるが見解を示せ。
- ・ エフエム会津が新庁舎に移転すると聞いているが、今のところ具体的な工事や作業に入る気配はない。供用と併せた移転が叶わなかった理由と今後の見通しについて市の事務事業の範疇で示せ。
- ・ 公共交通機関を利用して来庁する市民も多く、市役所前のバス停利用者は、今後増加していくことが予想される。しかし、市役所前バス停は屋根もなく、高齢者や小さいお子さんを抱えた利用者にとって優しい環境とは言えない。また、庁舎周辺は旅行者や修学旅行生も多く往来しバス停を利用している姿をしばしば見かけるが、せっかく会津に来てくれたのに雨風や直射日光に当てられる姿を見るのはさすがに忍びない。北口玄関前のバス停に屋根付きの停留所を整備し、高齢者や小さいお子さんを持つ市民の安心安全を図り、旅行者、特に修学旅行生へ快適な旅行を提供すべきと考えるが見解を示せ。

⑤ 更に開かれた市役所に向けての基本姿勢

- ・ 今後も、市民、職員、関係者などから新庁舎について改善改良の提案や要望など様々な声が寄せられると思うが、それらの声を反映するスキームはどのようなになっているのか示せ。

18 議 員 石 田 典 男（一問一答）

(1) 鶴ヶ城のお濠について

- ① お濠の浄化についての調査研究、検討の実績
 - ・ 本市における調査研究の内容、時期、結果を示せ。
 - ・ 特定非営利活動法人会津鶴ヶ城を守る会や福島大学川越研究室等の調査報告に対する見解を示せ。
- ② お濠の維持管理の実績と現状、浄化の実態
 - ・ 本市の事業内容、時期、経費、成果を示せ。
- ③ 令和7年5月27日開催の「歴史フォーラム鶴ヶ城への思い」
 - ・ 当該イベントにおける直木賞受賞作家の中村彰彦氏の発言「お濠に埋もれている遺骨」に対する見解を示せ。
- ④ 会津鶴ヶ城を守る会の活動
 - ・ 令和6年度までの当該団体の活動に対する本市との連携と見解を示せ。
 - ・ 令和7年6月17日から7月20日までのお濠法面の除草、倒木の回収事業等の本市との連携と見解を示せ。
 - ・ 令和6年12月6日に会津鶴ヶ城を守る会の弓田理事長から多額の寄附があり、守る会、一般財団法人会津若松観光ビューロー、公益財団法人会津青年会議所等で構成される意見交換の場を設ける提案があったが、その後の対応を示せ。
- ⑤ 浚せつ、水抜き実施現場と工法の調査研究
 - ・ 環境省実施の皇居外苑、福井県実施の福井城、松本市実施の松本城、民間企業実施の平安神宮の先進事例についての見解を示せ。
 - ・ 浚せつ汚泥処理工法、底泥資源化工法等、先進技術の採用可能性について見解を示せ。
- ⑥ 国や県との連携
 - ・ 湯川流水から直接引き込みする可能性について見解を示せ。
 - ・ 環境水利権の増量している状況を示せ。
 - ・ 国や県への協力要請、協議検討の状況を示せ。
- ⑦ 全庁的な対応
 - ・ 観光商工部、教育委員会、建設部、上下水道局等の今後の取組を示せ。
- ⑧ 市民、観光客、支援いただける全ての方への協力要請
 - ・ お濠の浄化に対する全市的な意識の向上について見解を

示せ。

- ・ クラウドファンディング等を含め、方策の調査研究についての見解を示せ。

⑨ 市長の思い

- ・ 鶴ヶ城全体を「まちのにぎわい」として再生するべきと考えるが市長の認識を示せ。

(2) 新庁舎の定礎について

① 定礎の概要

- ・ 新庁舎南口に設置された定礎について、基本理念、検討状況、決定状況、収納品、設置時期を示せ。
- ・ 昭和12年竣工の旧庁舎から新庁舎竣工までの歴史的な経過を含め、費用等詳細な記録の保存の考えを示せ。
- ・ 過去に竣工した會津風雅堂、あいづ陸上競技場、滝沢浄水場、生涯学習総合センターの定礎の状況を示せ。

19 議員 議 矢 隆（一問一答）

(1) 持続可能な農業・農村支援について

① 農業振興地域の整備に関する法律改正の影響

- ・ 令和6年10月、農業振興地域の整備に関する法律の改正があった。その中に都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準が示されている。法改正の認識と本市への影響を示せ。
- ・ 今般の法改正に対して本市として、具体的に取り組む課題はあるか示せ。

② 生産基盤の整備推進

- ・ これまで国の農業政策は、内外の食料事情の変化や農作物などの輸出入の規制緩和など、その時々政権の考え方下、補助金やペナルティなどにより農業者の営農形態の変更などを伴いながら変遷を繰り返してきた。特に、昭和45年からの減反政策の結果、稲作を中心とした地域においては農業人口の減少・農家所得の減少・耕作農地の減少は顕著となり、国民の主食である米さえも不足する状態となっている。ここ数年間で、平坦部にも耕作放棄地が見受けられるようになり、中山間地の農地においては荒廃の一途をたどり、全国各地で熊や猿、イノシシなどの獣による被害が頻発し、もはや住むことさえも困難な状況になりつつある。一方で、河東地区の強清水集落などのように、地域によっては何とか頑張って農地を守っているところも存在

する。しかし、もはや一刻の猶予もない。早急に関係機関が地区の農業者の実態に寄り添い、地域計画を見直した上で具体的に方向性を示すべきと考える。認識を示せ。

(2) 市立広田保育所の民営化について

① 民営化の進捗状況と今後の進め方

- ・ 市では、市立広田保育所を幼保連携型認定こども園として民営化し、河東第三幼稚園と統合する方針を決定しており、令和7年7月31日に広田保育所の民営化に向けて運営候補者と「保育施設の移管に関する協定」を締結した。令和6年10月の時点では、公募対象となる運営法人は、「応募書類提出時において、会津若松市内で認定こども園又は認可保育所を運営している社会福祉法人又は学校法人」としていたが、結果的に選定されたのは東京都渋谷区の社会福祉法人どろんこ会となった。これまでの経過と今後の進め方について示せ。
- ・ 新たに設置される幼保連携型認定こども園の運営主体が、当初予定された市内の社会福祉法人等ではなくなったことによる経済的影響は、運営期間が30年と相当長い期間であることから少なくないと考える。認識を示せ。

(3) 職員の懲戒処分の在り方について

① 刑事告発の妥当性と懲戒処分の在り方

- ・ 市は、令和6年3月29日付けで、当時職員健康診断や公務災害を担当していた職員に対し、事務の未処理や私費による支払い、関係文書の紛失、さらには公文書の偽造といった不適正な事務対応を行ったことは、職務上の義務に違反し、職務を怠り、被災職員にとどまらず医療機関等の関係者に被害を及ぼし、市の信用を著しく失墜させる行為であり、また、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により懲戒処分として停職6か月とした。この処分の妥当性を示せ。
- ・ その後、市は当該職員を刑事告発した。そして当該職員は懲戒免職処分以上の社会的・経済的制裁を受けることとなった。それに引き換え、当時の管理監督職員に対する処分は、減給や戒告、訓戒であった。管理監督職員が、職務を怠っていなければ起きなかった事案であると考えるが、認識を示せ。あわせて、その処分は妥当であったのか認識を示せ。

- ・ 市職員が公文書偽造及び同行使等を理由として市が告発したことにより起訴され、その後の裁判による判決により、犯罪者となってしまった。今般の利害関係者である医療機関や地方公務員災害補償基金福島県支部、公務災害当事者からは告訴はされなかった。元職員は、自己または第三者のために、不当に利益を得、または得させる目的で行った行為ではなかったにもかかわらず、市は告発に踏み切った。告発に値するような悪質性は認められたのか示せ。あわせて、職員を告発するに至った議論の経過を示せ。

② 懲戒審査委員会の独立性の確保

- ・ この事案は、懲戒審査委員会を所管する人事課において発生したものである。懲戒審査委員会での議論の内容は公正公平で均衡のとれたものであったと考えているのか、認識を示せ。あわせて、今回のように当該担当部署等で不祥事が起こる可能性は十分考えられる。この際、懲戒審査委員会は、軽微なものを除き、第三者機関を設置し処分を決定すべきと考えるが認識を示せ。

20 議 員 成 田 芳 雄（一問一答）

(1) 市の職員数と人口減少、並びに業務を委託している事業数及びその委託料について

- ・ 本市の人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在で110,118人である。10年前の平成27年は、121,842人であった。10年間で11,724人減少し、年間約 1,200 人減少している。そのため本市は、国が平成26年 9 月に制定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度から令和元年度までを第 1 期、令和 2 年度から令和 6 年度までを第 2 期とし、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「創生総合戦略」を策定し、事業を進めてきた。しかし、令和 5 年12月22日、国立社会保障・人口問題研究所が「地域別将来推計人口」を公表し、2050 年の本市の人口は第 2 期で推計算出した 79,613 人より 3,351 人減少する数値だったため、市では、第 2 期の終期を一年前倒しして、少子化・人口減少問題を最重要課題として位置づけ、令和 6 年 3 月に策定した、令和 6 年から令和 8 年度までの第 3 期総合戦略に掲げた取組を、危機感とスピード感を持って着実に推進し、人口減少を緩和し、持続可能な地域社会の構築を図っている。一方、平成 29 年 2 月定例会の答弁では、平成27年度の決算で一般会計、

特別会計、水道事業会計を合わせた委託事業数は、1,846件、委託料総額は、81億6,219万円であった。私は、業務委託が悪いとは思っていないが、事業を担当する職員は何人で、どのような職務をしているかである。市のあらゆる事業は、納税者から頂く税金で執行している。平成27年度の決算での内容は先に述べた通りであるが、令和7年度予算での事業執行件数とその事業費、その内業務委託件数とその事業費を示せ。

- ・ また、総事業件数及び総事業費に対する割合は、業務委託件数とその事業費のいくらになるのか示せ。
- ・ また、平成29年2月定例会での答弁では、平成28年4月1日時点での職員数は、任期の定めのない職員が925人、フルタイム再任用職員が27人、一般任期付職員1人、4条任期付職員が13人、短時間勤務の再任用職員が8人、短時間勤務の任期付職員が42人、臨時職員が132人、非常勤特別職員が73人の計1,221人であったが、これまでどのように変遷してきたのか示せ。
- ・ 平成29年2月定例会では、委託業務が多いのになぜ職員数は減らないのかとの質問に、市役所の仕事というものは、マンパワーによってなされるもので、職員が直接やるものや、民間の事業者の方にお問い合わせしてやるものがある。その中で行政資源というものがあり、限りがある。委託業務については、民間事業者に代替手段のあるものであるとか、定型的な業務で、委託により経費の削減が図られるものであるとか、専門的知識や技術を要するものなどは、外部委託を活用してきた。一方、市に残った仕事については、全て任期の定めのない職員がやる方が良いのか、それとも多様な任用形態を活用して、行政資源の効果的・効率的な使い方をしたほうがいいのかという観点でやってきたとのことだが、どのような事業を、どのような職員の割合で執行し、どのように結論付けてきたのか示せ。
- ・ 平成29年2月定例会では、職員数について、毎年各部に対し、来年度の事業の見込みや、どれだけの職員数が必要か、退職者数等をヒアリングし、職員を採用している。しかし、人口減少社会という現実の中で、抑制基調の定員管理により、内部管理経費である人件費というものは、削減に努めていかなければならないという観点から取り組んでいく必要があるとのことだったが、どのように取り組んで

きたのか示せ。

- ・ 本市は、パソコン等の I T 機器を活用し、職務の効率化を図っているが、人件費は、過去 10 年間でどのように変遷してきたのか示せ。

(2) 市職員の働き方について

- ・ 職員の働き方等において、先輩職員や管理職は、職務遂行にあたり、後輩や部下職員にどのように対応し指導監督し、職務等を教示しているのか示せ。
- ・ セクハラ、パワハラ等はなかったのか示せ。
- ・ 先輩や管理職として、どのように模範を示しているのか示せ。
- ・ 定年前の退職者数は、年間どれだけいるのか、過去 10 年間の状況と、退職理由について示せ。
- ・ 市職員は、市民に対して、職務遂行や現場主義等において、どのように見える化を図っているのか示せ。
- ・ 働き方の一つの学習として、実際に現場で起こったこと、または起こると想定される疑似場面を設定して、その場面での自分に与えられた役割を演じることで、スキルを身につけることができるロールプレイングを活用しているか示せ。